



台北市日本工商会

**2025**

---

台湾政府政策に対する台北市日本工商会の提言と要望

# 目次

1. はじめに	1
2. 2024年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本工商会評価報告	2
3. 2025年「白書」主要なる政策提言 「日本と台湾がシームレスに連携しながら相互に経済発展」	4
第1章 日台協業ビジョン	6
1. モノの相互流通	6
2. カネの相互流通	6
3. ヒトの相互交流	6
4. 昨年度以前の振り返り	7
第2章 ビジョン実現に向けたポイント	8
第3章 ビジョン実現に向けた提言	9
1. 投資環境整備	9
(1) 電力・人材・労働力不足の解消	9
(2) 安定した两岸関係と域内情勢の構築	10
(3) オープンかつ強靱性ある資本市場の整備	10
2. 柔軟な行政対応と制度充実化	11
(1) 企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現	11
(2) 経済連携協定締結、関税引き下げ・非関税障壁解消	11
(3) 相互に進出・投資しやすい制度・環境の整備	12
3. 連携強化（産業）	13
(1) 事業機会の拡大	13
(2) 多様な産業の発展	15
(3) 日台連携による第三国市場の開拓	15
4. 連携強化（人流）	16
(1) 学生の交流機会醸成	16
(2) 企業の交流機会醸成	17
(3) 訪台旅行者目標数値達成のための諸環境整備	17
4. 2025年「白書」要望事項一覧表	18
5. 2025年「白書」要望事項	20
1. 投資環境整備（1）電力・人材・労働力不足の解消	20
1. 投資環境整備（3）オープンかつ強靱性ある資本市場の整備	27
2. 柔軟な行政対応と制度充実化（1）企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現	27
2. 柔軟な行政対応と制度充実化（2）経済連携協定締結、関税引き下げ・非関税障壁解消	43
2. 柔軟な行政対応と制度充実化（3）相互に進出・投資しやすい制度・環境の整備	48
3. 連携強化（産業）（1）事業機会の拡大	52
3. 連携強化（産業）（2）多様な産業の発展	56
4. 連携強化（人流）（1）学生の交流機会醸成	
(3) 訪台旅行者目標数値達成のための諸環境整備	57

# 1. はじめに

台北市日本工商会の台湾政府に対する『白書』は、2008年に提出した「要望書」に由来しており、2009年10月に初の『白書』を提出して以来、本年が17回目となる。

当工商会約500社の法人会員の要望を『白書』という形で台湾政府に直接提言出来ることは、不透明な世界情勢、兩岸関係、経済動向の時代、日台間のビジネス、交流発展に日々奮闘している在台湾日系企業にとって大変貴重な機会である。

2025年版白書は本年も2部構成とし、前半の「主要なる政策提言」では「日本と台湾がシームレスに連携しながら相互に経済発展」をビジョンに掲げ、モノ、カネ、ヒトの数値目標を昨年同様示した。「ビジョン実現に向けたポイント」の中でも特に重要となるのは「安心してビジネス、投資、人流の出来る環境整備」であり、「行政の柔軟な取組み・対応、制度整備」である。

後半の「個別要望事項」は各部会からの要望案が提出され、新規13項目及び前年度未解決継続28項目の合計41項目となったが、多くの項目は「提言」の「投資環境整備」と「柔軟な行政対応と制度充実化」に該当している。

台湾から日本へのカネ、ヒトの流れは我々の目標以上に伸びているが、日本から台湾への流れは伸びていない。円安、パスポート保有率等日本の要因もあるが台湾にも要因はあるはずである。国家発展委員会からも提案があったが、白書提出後も同委員会と対話・議論の機会を増やし台湾に進出した日系企業の活動環境改善、日台間の連携を更に深め相互の経済発展、良好な関係を次世代へと繋げていきたい。

最後に、『白書』の作成にご協力頂いた当工商会会員、事務局メンバー、日本台湾交流協会関係者、常に真摯に向き合っている台湾政府に対し深く感謝の意を表したい。

台北市日本工商会  
理事長 相馬 伸一郎

## 2. 2024年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本工商会評価報告

### 一、2024年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本工商会評価

2024年10月に台湾政府に対して提出した台北市日本工商会2024年版「白書」の個別要望事項44項目につき、台湾政府の各部署より頂いた個別の回答、5月12日・6月4日に国家發展委員会主催で開催された個別会議での議論、及び7月31日国家發展委員会主催による全議題協調会議の結果を踏まえ、個別要望事項提出企業および関連部会にて以下の通り評価を行った。

A評価	：	4項目	全体に占める比率	9%	(2023年	9%)
A－評価	：	14項目	全体に占める比率	32%	(2023年	44%)
B評価	：	14項目	全体に占める比率	32%	(2023年	22%)
C評価	：	12項目	全体に占める比率	27%	(2023年	25%)

なお、

- A評価：回答に具体的進展があり、「実施済み」、「実施予定」の回答を頂き、早期の解決が見込まれる項目
- A－評価：回答に進展があり、今後の進捗・具体化を見守りたい項目
- B評価：回答に進展がなく、「要検討」、「審議中」となっており、今後も継続検討が必要な項目
- C評価：回答が「不可能」、「困難」、「未回答」等で、具体的進展がない項目

前年比でA・A－評価合計比率が減少、B評価比率が増加しているが、2023年はA・A－評価合計比率が50%超となる好結果で数多くの課題が解決したことにより、翌2024年の提言総数が55→44項目に減少し新規提言の比率が増加（15/55→14/44）したことが主要因と考えている。

エネルギー（主に洋上風力）・金融関連で比較的好結果となった一方で、働き方・労働力、医療保険支出・新薬導入等の医薬制度関連、5県産・たばこ規制、酒税関連は長年の課題となっている。引き続き保守的な回答が繰り返される関係機関もあり、今後も継続的な交流を通じて縦割り且つ内向きになりがちな行政部門の柔軟な対応を求めたい。

A－、BおよびC評価項目の案件は、一部を除いて継続案件として2025年の個別要望事項に盛り込まれている。

## 二、関係機関との打合せ

### (1) 個別会議

第一回：5月12日（月）10:00～：電機電子、エネルギー、化学品、建設部会

第二回：6月 4日（水）10:00～：合弁会社、運輸観光、電機電子部会

2024年版白書について、6部会・計9項目の重要テーマに関して台湾政府関係機関と工商会関係各部会間の個別会議を、国家発展委員会にアレンジ頂いた。

### (2) 全議題協調会議

7月31日（木）14:30～15:00 2025年版主要なる政策提言に関する意見交換

15:00～16:30 2024年版個別要望事項/医薬品医療機器、運輸観光（計5件）

国家発展委員会 詹方冠副主任委員主催による全議題協調会議を開催頂いた。

前半の意見交換では、2025年版白書主要なる政策提言の骨子について説明。その中から事前にテーマとして挙げた継続的なヒトの往来（学生・ビジネス・旅行者）、「人材」「労働力（働き方）」について、交通部・労働部を交えた意見交換を行った。

後半の個別要望事項協議では、運輸観光部会から「5県産」問題について、医薬品医療機器部会から医療保険支出のOECD諸国並みへの引き上げ他について、衛生福利部も交えて議論を行った。

今回も当日議論したいポイントを工商会両部会から事前に提出して臨んだこともあり、より実質的な議論が行えたものと思料する。改めて会議中の詹方冠副主任委員の丁寧な対応、政府各関係機関の真摯なご回答に感謝申し上げる。

### (3) 劉鏡清主任委員（当時、以下同じ）との少人数面談

これに先立って、7月11日（金）に劉鏡清主任委員・工商会三役の間で少人数面談をアレンジ頂いた。劉主任委員からは各種政策・経済動向について、工商会側からは2025年版白書主要なる政策提言を意識して以下のポイントに言及した。

- ・2025年版白書では、行政のより柔軟な対応について強調して提案する予定。
- ・カネ・ヒトの日→台伸び悩みに対して、台湾側でも対策をお願いしたい。
- ・白書の進め方、例えば10月の提出直後に個別会議を開催するなど、一往復で終わらない、より有効な進め方を相談したい。

劉主任委員からも少人数且つ実務的な面談を増やしたいとのご発言あり、工商会としてもメリハリを付けた、より迅速かつ有効な進め方についてご相談させて頂きたい。

# 3. 2025年「白書」主要なる政策提言 「日本と台湾がシームレスに連携しながら相互に経済発展」

## 第1章 日台協業ビジョン

1. モノの相互流通
2. カネの相互流通
3. ヒトの相互交流
4. 昨年度以前の振り返り

## 第2章 ビジョン実現に向けたポイント

## 第3章 ビジョン実現に向けた提言

1. 投資環境整備
  - (1) 電力・人材・労働力不足の解消
  - (2) 安定した兩岸関係と域内情勢の構築
  - (3) オープンかつ強靱性ある資本市場の整備
2. 柔軟な行政対応と制度充実化
  - (1) 企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現
  - (2) 経済連携協定締結、関税引き下げ・非関税障壁解消
  - (3) 相互に進出・投資しやすい制度・環境の整備
3. 連携強化（産業）
  - (1) 事業機会の拡大
  - (2) 多様な産業の発展
  - (3) 日台連携による第三国市場の開拓
4. 連携強化（人流）
  - (1) 学生の交流機会醸成
  - (2) 企業の交流機会醸成
  - (3) 訪台旅行者目標数値達成のための諸環境整備

# 主要なる政策提言の全体構成

日本と台湾がシームレスに連携しながら相互に経済発展	
モノ	カネ
<p>2024年実績</p> <p>台湾の対日本貿易輸出額：約258億米ドル 日本の対台湾貿易輸出額：約465億米ドル</p> <p>過去最高貿易輸出額</p> <p>台湾の対日本貿易輸出額：約336億米ドル (2022) 日本の対台湾貿易輸出額：約518億米ドル (2022)</p>	<p>2024年実績</p> <p>台湾の対日本投資額：約55億米ドル 日本の対台湾投資額：約4.5億米ドル</p> <p>過去最高投資額</p> <p>台湾の対日本投資額：約55億米ドル (2024) 日本の対台湾投資額：約20億米ドル (2020)</p>
<p>2024年実績</p> <p>訪日人数：約601万人 留学台湾人数：7,655人 訪台人数：約132万人 留学日本人数：8,779人</p> <p>過去最多人数</p> <p>訪日人数：約601万人 (2024) 留学台湾人数：9,584人 (2019) 訪台人数：約217万人 (2019) 留学日本人数：11,064人 (2019)</p>	<p>2024年実績</p> <p>訪日人数：約601万人 留学台湾人数：7,655人 訪台人数：約132万人 留学日本人数：8,779人</p>
<p>2030年目標</p> <p>双方の取引額が1.5倍に拡大 台湾の対日本貿易輸出額：500億米ドル 日本の対台湾貿易輸出額：750億米ドル</p>	<p>過去最高水準レベルの投資をコンスタントに達成 台湾の対日本投資額：20億米ドル/年以上 日本の対台湾投資額：20億米ドル/年以上</p>
<p>○台湾人の往来総人数を維持しつつ、学生やビジネス往来が増加 訪日人数：500万人/留学人数：2万人 ○日本人の往来総人数、学生、ビジネス往来の全てが増加 訪台人数：300万人/留学生数：2万人</p>	
<p>1. 安心してビジネス、投資、人流のできる環境整備 2. 行政の柔軟な取組み・対応、制度整備 3. 企業間連携による日台サブプライチェーン強化 4. 学生や企業、観光客の交流機会の醸成</p>	
<p>ビジョン実現に向けたポイント</p>	<p>ビジョン実現に向けた提言</p>
<p>提言</p>	<p>対応する個別要望事項</p>
<p>1. 投資環境整備</p> <p>2. 柔軟な行政対応と制度充実化</p> <p>3. 産業</p> <p>4. 人流</p>	<p>電力・人材・労働力不足の解消 安定した兩岸関係と域内情勢の構築 オープンかつ強靱性ある資本市場の整備 企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現 経済連携協定締結、関税引き下げ・非関税障壁解消 相互に進出・投資しやすい制度・環境の整備 事業機会の拡大 多様な産業の発展 日台連携による第三国市場の開拓 学生の交流機会醸成 企業の交流機会醸成 訪台旅行者目標数値達成のための諸環境整備</p> <p>テーマ ①②③④⑤⑥ テーマ ⑦ テーマ ⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓ テーマ ㉔㉕㉖㉗㉘ テーマ ㉙㉚㉛㉜㉝㉞ テーマ ㉟㊱㊲㊳㊴ テーマ ㊵㊶㊷㊸㊹ テーマ ㊺</p>

## 第1章 日台協業ビジョン

日台間の経済交流は、長年にわたり多様な分野で積み重ねられ、発展してきた。近年、国際的な経済環境は目まぐるしく変化しており、国際的な分断、地政学リスクの高まり、サプライチェーンの再構築など、将来の不確実性はこれまでになく高まっている。このような状況下では、日本と台湾がこれまで以上に手を取り合い、より緊密な連携を深めていくことが欠かせなくなる。特に日本と台湾は、長年の交流から積み重ねられてきた信頼に加え、半導体やコンシューマービジネスなど、様々な産業でサプライチェーンの相互補完関係にあり、日台連携の深化は、双方の経済発展につながるものである。

昨年の白書では、日台連携のビジョンと、モノ、カネ、ヒトそれぞれの2030年の将来目標を設定した。今年「日本と台湾がシームレスに連携しながら相互に経済発展」というビジョンの下、昨年の目標や提言を一部引き継ぎながら、更なる日台連携の深化実現に向けた提言を行う。

### 1. モノの相互流通

#### ● 貿易輸出額の2024年度実績

台湾の対日本輸出額：258億米ドル

日本の対台湾輸出額：465億米ドル

#### ● 目標

昨年と引き続き、2030年に過去最大額の約1.5倍を目指す。具体的には、台湾から日本への輸出額500億米ドル、日本から台湾への輸出額750億米ドルを目指し、より活発に日台間貿易が行われる状況を実現。

### 2. カネの相互流通

#### ● 対外投資金額の2024年度実績

台湾の対日本投資額：55億米ドル

日本の対台湾投資額：4.5億米ドル

#### ● 目標

昨年と引き続き、2030年には過去最高水準である20億米ドルの投資が、以降毎年コンスタントに日台間で行われることを目指す。

### 3. ヒトの相互交流

#### ● 訪問人数、留学人数の2024年度実績

台湾人の訪日人数：601万人 留学人数 0.8万人

日本人の訪台人数：132万人 留学人数 0.8万人

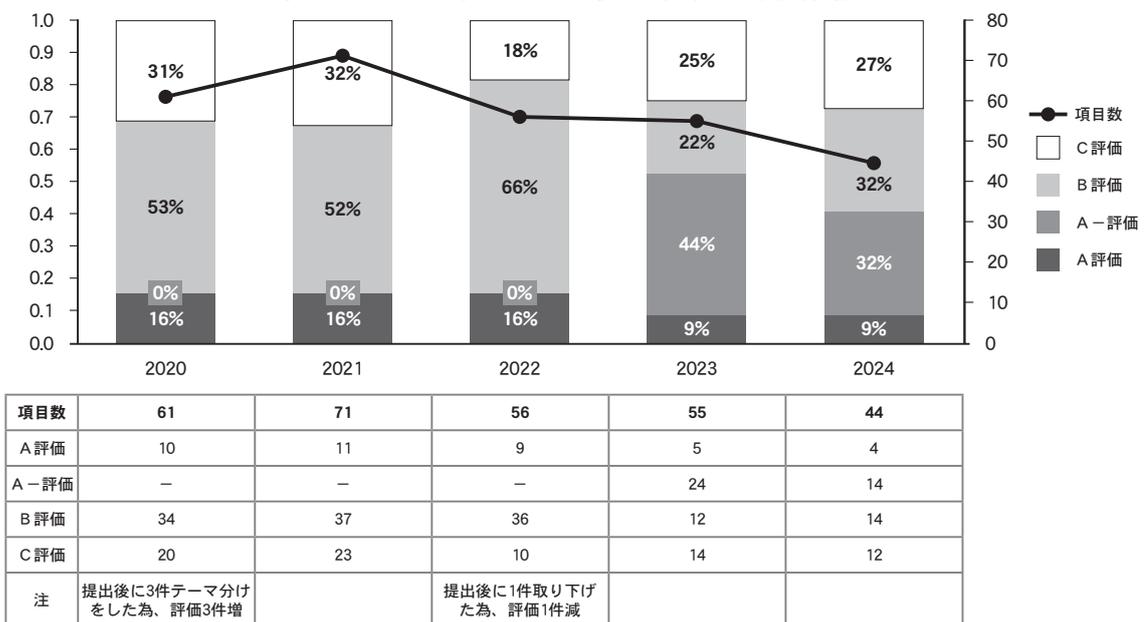
● 目標

訪問人数は昨年に引き続き、2030年には訪日人数500万人、訪台人数300万人実現を目指す。また、日台間の人的交流の深化を図るため、日本への台湾人留学人数、台湾への日本人留学人数共に2万人を目指す。

4. 昨年度以前の振り返り

これまでの個別要望事項の評価の推移を振り返る。2023年のA-評価新設に伴い、それまでAやB評価とされていた事項の一部がA-評価に振り分けられ、単純な年次比較は難しい。しかしながら、具体的進展があり早期解決が見込まれるA評価は毎年一定の割合を占め、また個別要望の項目数も減少傾向にある。これは、台湾政府の継続的な協力により、日本企業の要望の一定数が毎年着実に進展、または解決に至っていることを示しており、改めて感謝を申し上げたい。一方で、昨年度はC評価が27%を占める結果となった。これらの案件については、個別協議等を通じて丁寧に対応を進め、実効的な解決に向けたご協力を引き続きお願いしたい。今後も双方が前向きな姿勢で、より多くの課題の解決を実現できることを期待する。

図表 直近5年間の個別要望事項の評価推移



※各評価の定義

A評価：回答に具体的進展があり、「実施済み」、「実施予定」の回答を頂き、早期の解決が見込まれる項目

A-評価：回答に進展があり、今後の進捗・具体化を見守りたい項目

B評価 : 回答に具体的進展がなく、「検討」、「審議中」とのことで、  
今後も継続検討が必要な項目

C評価 : 回答が「不可能」、「困難」、「未回答」等で、具体的進展がない項目

## 第2章 ビジョン実現に向けたポイント

モノ、カネ、ヒトそれぞれの目標のうち、カネ（投資）は特に日台間のギャップが大きい。これは日本側にも投資拡大に努める余地はあるものの、日本企業による投資等の検討段階で、台湾における投資環境や制度などが投資実行の足かせとなるケースも少なくない。また、既に台湾に投資・進出した後も、労働問題をはじめとして柔軟な行政の対応を希望する日本企業も多い。台湾政府においては、日台のシームレスな連携による双方の経済発展実現のために、前向きかつ柔軟な姿勢で、日本企業のサポートをお願いしたい。

ビジョン実現にむけ、具体的に4つのポイントを整理した。すなわち「1. 安心してビジネス、投資、人流のできる環境整備」「2. 行政の柔軟な取組み・対応、制度整備」「3. 企業間連携による日台サプライチェーン強化」「4. 学生や企業、観光客の交流機会の醸成」である。

1点目の「安心してビジネス、投資、人流のできる環境整備」は、電力や人材・労働力不足の解決や、兩岸関係や域内情勢の安定化など、まさに日本企業の事業活動や投資の拡大に欠かせない課題の解決である。2点目の「行政の柔軟な取組み・対応、制度整備」は、貿易自由化の促進や様々な規制緩和・制度整備に加え、これらの柔軟で前向きな運用が欠かせない。3点目の「企業間連携による日台サプライチェーン強化」は、近年連携が進む半導体やAI領域に加え、エネルギーやバイオ・ヘルスケア等今後の発展が期待される産業分野、またそれ以外の多様な分野での連携強化である。4点目の「学生や企業、観光客の交流機会の醸成」については、学校や企業における相互交流機会増大、訪台日本人の増加等が求められる。特にヒトの流れはモノ・カネの流れの基盤である。台湾ならではの魅力発信、各地方のコンテンツ造成を通じて訪台日本人数の増加を期待したい。

表 第2章ビジョン実現に向けたポイントと第3章ビジョン実現に向けた提言の関連

第2章 ビジョン実現に向けたポイント	第3章 ビジョン実現に向けた提言
1. 安心してビジネス、投資、人流のできる環境整備	1. 投資環境整備
2. 行政の柔軟な取組み・対応、制度整備	2. 柔軟な行政対応と制度充実化
3. 企業間連携による日台サプライチェーン強化	3. 連携強化（産業）
4. 学生や企業、観光客の交流機会の醸成	4. 連携強化（人流）

## 第3章 ビジョン実現に向けた提言

### 1. 投資環境整備

日本企業による台湾への積極的な投資は、モノ、カネ、ヒトの往来を直接的に促進し、同時に更なる往来の呼び水となる。すなわち投資は、単なる資金流入にとどまらず、日台間の経済的連携を加速させる起点である。しかしながら、台湾の投資環境に関わる各課題については、日本企業からの不安や懸念の声も聞かれ、投資判断を慎重にさせる一因となっている。企業にとって、短期的・長期的な両面の視点から、安定的な投資環境の見通しは不可欠である。台湾政府においてはこれらの懸念を解決し、企業の台湾への投資意欲を引き出す環境整備が求められる。以下に具体的な提言を示す。

#### (1) 電力・人材・労働力不足の解消

##### ● 電力の安定供給

電力の安定供給は台湾の長年の課題であるが、同時にあらゆる企業活動のインフラであり、安定的な電力供給なくして安定的な事業運営は成り立たない。またここ数年大量の電力を消費するAIデータセンターや半導体生産工場の建設も数多く続いており、電力需要の増加は避けられない見通しとなっている。すべての原子力発電所が稼働を停止した現状において、台湾政府は太陽光や洋上風力発電などの再生可能エネルギーの導入拡大を推進しているが、産業の持続的な成長には、まず何よりも電力の安定供給が前提となる。また、再生可能エネルギーの増加は送配電網への負荷増大に繋がることから、送配電網の強靱化も不可欠である。脱炭素化の必要性には理解を示す一方で、台湾政府には、これらの現実的課題を踏まえたうえで、電力の安定供給に対する迅速かつ抜本的な対応策を講じることを強く求めたい。

##### ● 人材、労働力不足の解消

台湾の人口は2019年を境に減少局面へと転じ、今後は少子高齢化とともに、労働力不足の深刻化が避けられない見通しである。これは日本とも共通する構造的な課題であり、早期かつ多角的な対策が求められる。特に、「労働力の補完」「柔軟な雇用形態の推進」「省人化・無人化の推進」の3つの方向から、効果的な打ち手を講じるのが急務となる。

まず、「労働力の補完」においては、外国人労働者の受け入れ体制をさらに拡充していく必要がある。台湾は既に一定の規模で外国人材を受け入れて

いるが、需要には追いついておらず、特に労働力不足が深刻な業種においては、雇用条件や制度上の制約がボトルネックとなっている場合もある。これらの条件緩和や制度の見直しは、今後の持続的な産業運営において有効な選択肢となり得るだろう。

次に、「柔軟な雇用形態の推進」においては、多様な働き方の実現に向けた制度整備と柔軟な運用が求められ、法制度の過度な労働者保護の解釈がかえって雇用を硬直化させてしまうリスクへの配慮が必要である。例えば、ホワイトカラー職においては、フレックスタイム制や裁量労働制の導入、より柔軟な休憩時間の付与など多様な勤務形態を選択できる環境を整えることが、生産性向上や人材確保に直結する。また、台湾では労働者保護を目的に、降格や解雇に対するハードルが厳しく設けられているため、職務への意欲や業務遂行力が低下した従業員に対して、適切な人員配置の見直しや組織の活性化が難しいという声も聞かれる。このような状況を踏まえると、形式的な保護制度にとどまるのではなく、雇用現場の実態に即した柔軟な制度の見直しが求められる。

そして、省人化・無人化により人的資源に過度に依存しない産業転換を実現する。製造業における産業用ロボットのさらなる導入はもとより、サービス業や物流など他産業でも、スマート機械やAI技術、DXの導入を促進すべきである。それに伴い、税制優遇や補助金といった政策支援を通じて、企業の導入意欲を後押ししていただきたい。

## **(2) 安定した两岸関係と域内情勢の構築**

中国の台湾産品の一部関税引き上げや、複数に渡る軍事演習を始めとして台湾海峡の緊張が高まる場面が見られる。不安定な两岸関係や緊張の高まりは、日本企業の進出・投資判断において大きなリスクとしてとらえられ、積極的な投資判断に影響を与えている。また、两岸関係を始め国際情勢における不安定さが増している昨今においては、台湾内での不安定な情勢も、两岸関係におけるリスクを高める要因となりかねない。台湾政府においては、企業が安心して腰を据えた事業投資を判断・実行できる環境づくり、安全かつ安定した两岸関係と域内内部情勢の構築をお願いしたい。

## **(3) オープンかつ強靱性ある資本市場の整備**

海外からの投資資金を呼び込み、台湾内の企業の資金調達手段の多様化を促すことは、企業の成長投資の活性化につながる。資本市場を活性化させ、民間主導

のイノベーションを加速する上でも、資金調達環境の整備は欠かせない。そのためには、金融市場の開放や取り扱い可能な金融商品の多様化などが必要である。上場市場の整備の他、ファンドへの投資環境整備や企業保有資産の信託スキームを活用した流動化等で、企業が資産効率を高めつつ、新たな投資を行うための調達環境を形成することが必要である。また、国際的な投資家や台湾企業との連携を期待する外国企業の理解や信頼向上のため、台湾企業の透明性のある情報開示体制の構築や、コーポレートガバナンスの高度化を図ることで、台湾企業のグローバル化を促進することにも繋がる。

## 2. 柔軟な行政対応と制度充実化

シームレスな日台連携の実現に向けて、モノ、カネ、ヒトのスムーズな往来を妨げる障壁をできるだけ低くするとともに、往来をサポートする支援策や優遇制度が整備されていることが望ましい。他方で、制度の運用においては、画一的な対応が柔軟性を欠くという指摘も少なくなく、台湾における事業展開の制約となっている。ここでは、柔軟な行政対応と、貿易障壁の撤廃、諸規制の緩和等について提言を行う。

### (1) 企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現

台湾には、労働者保護や域内産業の育成・保護等を目的とした規制や制度が存在しており、こうした枠組み自体には理解を示す。しかしながら、時代の変化と共に、現代の企業活動との乖離が顕著となっている制度も存在し、実態に即した制度設計が必要になる。これら制度の改正・運用では、一部で硬直的な対応も見られ、外資の投資拡大や事業活動の促進において大きな障壁となっている。制度上の制約を理由に、個別案件の特性や業界ごとの事情、リスク水準を十分に考慮せず、一律に「対応不可」とする事例も散見される。こうしたことから、今後は「どうすれば投資や事業展開が実現できるか」という前向きな視点に立った制度設計や運用を求めたい。実際、個別要望事項で数年にわたり継続して提言を行っているにもかかわらず、具体的な進展が見られない項目については、こうした運用面での硬直性が要因にあると考えている。台湾政府には、実態に即した柔軟な対応を強く要望したい。

### (2) 経済連携協定締結、関税引き下げ・非関税障壁解消

#### ● 経済連携協定締結

国際的な分断はますますひろがり、地政学的対立はマクロ経済やミクロの企業活動に広がりを見せている。またアメリカの関税政策が展開され、グ

ローバルサプライチェーン再編にますます拍車がかかる中で、台湾の国際的な注目度は高まっているといえる。このような状況下で台湾が主要貿易国との間で自由で公平な経済連携の枠組みを構築することは、台湾経済の安定と持続的発展に資するだけでなく、日本を含む外資の進出や貿易拡大のドライバーとなる。台湾・日本両政府には、早期の包括的な経済連携協定締結を実現いただきたい。その際、関税撤廃/引き下げに農産物等幅広い品目を対象とすることで、日台間のシームレスなモノの流通を実現していただきたい。

また、台湾政府は2021年にCPTPPへの加入申請を行っているが、引き続き加入に向けた各国への働きかけを継続いただくと同時に、日本政府が台湾政府の活動を積極的に支援することで、早期のCPTPP加入実現を期待する。

### ● 関税引き下げ・非関税障壁解消

日台間の貿易額は近年増加傾向にあるものの、依然として双方の貿易総額に占める割合は10%未満にとどまっている。今後、日台間の経済関係をさらに深化させていくためには、関税の引き下げ・撤廃による市場アクセスの拡大が極めて有効である。自動車部品、日本酒や焼酎等の一部酒類について、関税撤廃に向けた個別要望を行っているところであり、引き続き積極的な対応をお願いしたい。食品や日用品の輸入にあたって、安全性確保の観点から一定の規制を設けることは理解する一方で、台湾独自の添加物や残留農薬等の規制対象基準が設けられているケースや医薬品などの輸入承認に非常に長いプロセスを要しているケース等の輸入障壁が存在している。国際基準との整合性を定期的に検証し、国際慣行に即した制度運用や規制根拠の明示など透明性および公平性を確保することで、企業にとって予見可能性の高いビジネス環境の整備をお願いしたい。

## (3) 相互に進出・投資しやすい制度・環境の整備

### ● 投資に対する優遇税制と補助金の拡大

日本と台湾は2011年に「日台民間投資取決め（投資協定）」を締結し、双方向の投資環境整備に取り組んできた。近年では、TSMCによる熊本県での半導体製造拠点の建設を契機に、台湾から日本への対内投資が注目を集めている。一方で、日台間の対外直接投資の全体に占める割合は、TSMCのような例外的な大規模案件を除けば、多くの年で1%未満にとどまっており、貿易額と同様依然として限定的な水準にある。台湾政府には、適用条件の緩和及び補

助金の支給等をもって、スタートアップを含む様々な企業による進出・投資を支援いただきたい。例えば、研究開発費や設備支出額の下限額の緩和や日本の半導体事業向け補助金のような支援は、日本企業の投資判断のハードルを下げ、台湾での研究開発、事業展開や設備投資を検討するきっかけとなる。

### ● 許認可制度に係る行政手続きの簡素化

貿易や投資、台湾での事業活動に伴う申請や各種許認可の取得には、手続きの煩雑さや、審査中の停滞などで、想定通りの事業開始が困難となることがある。加えて、多くの情報や手続きが紙媒体かつ中国語であることが、外資系企業の台湾進出の負担増、ひいては阻害要因となっている。日本企業が円滑に事業を展開するためにも、更なる電子申請化や日台間の専用ワンストップ窓口、多言語対応等、各種行政手続き支援の提供を希望する。

## 3. 連携強化（産業）

国際的な分断が進み、サプライチェーンの再編成が進行する昨今の国際情勢において、日台間のシームレスな産業連携は双方の国際競争力の向上に資するものである。この連携を実効性あるものとするには、日台それぞれがもつ強みを活かしたサプライチェーンや技術協力、共同研究、新たな産業分野の創出、市場の共同開拓など相互補完的な関係が求められる。他方で、産業により連携の進行程度や注力程度に大きなばらつきも見られている。こうした視点の下、ここでは多様な産業における日台連携強化と、日台連携での第三国市場開拓について提言を行う。

### （1）事業機会の拡大

#### ● 半導体・AI産業

半導体産業の台湾の国際的な存在感は一層高まっており、2025年4月には福岡県に「台湾貿易投資センター」が開設されるなど、日台間の経済連携も加速度的に進展している。半導体製造を担う台湾と、材料・製造装置に強みを持つ日本は、補完関係に立脚した強固なサプライチェーンを構築しており、今後さらなる連携強化が期待される。頼清徳総統は、重点産業である「五大信頼産業」に半導体とAI産業を位置づけている。中核政策である「チップ駆動台湾産業イノベーションプラン（晶創臺灣方案）」では、10年で3,000億台湾元を投じ、生成AIによる産業変革、先端技術開発、ならびに民間投資の活性化などを進める方針が示されている。

すでに世界の大手テック企業が台湾にデータセンターを設置する動きが広がっており、AI技術の台頭を背景に、台湾のテクノロジー業界における国際的プレゼンスも拡大しつつある。AI応用分野においては、ハードウェア製造に加え、ソフトウェア開発や社会実装を含む包括的な取り組みが求められる。この点、日本にはIT・IoT技術を活かした社会インフラ構築やソリューション提供に強みを有する企業が多数存在しており、AI実装に向けた協働の可能性が広がっている。このように、日台の半導体および電子機器製造におけるサプライチェーンをさらに強固にするとともに、AI応用領域においても技術連携や実証実験など協力の裾野を広げることにより、日台は双方の産業の高度化や社会課題の解決に貢献し得る存在となると考えられる。台湾政府には、AI分野における日台企業の連携促進にも積極的に取り組んでいただき、AI応用分野でも日台が世界的な影響力を発揮できるよう、AI関連企業の積極的な連携促進を台湾政府にはお願いしたい。

## ● 再生可能エネルギー・省エネルギー関連産業

日本と台湾はともに2050年までに温室効果ガスの実質ゼロを目指しており、電力部門のグリーントランスフォーメーション（GX）はその実現に不可欠である。台湾政府は2030年までに再生可能エネルギー比率を27～30%に引き上げる目標を掲げているが、2025年1～5月は13.5%にとどまり、目標達成には一層の加速が求められる。

「台湾2050年ネットゼロエミッションに向けたロードマップ」では太陽光と風力が中核電源と位置づけられており、これらの分野には既に日本企業の参入も進んでおり、導入拡大には、日台双方が培ってきた建設・運用のノウハウを共有することが効果的であろう。さらに、水素・アンモニア発電やCCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage、二酸化炭素の回収・利用・貯蔵）など、次世代エネルギーに関する研究・実証も日台双方で進行しており、技術連携の余地は大きい。台湾では産業用電力を中心に電力需要の増加が続いており、省エネの強化が不可欠である。消費電力量の削減目標を具体的に定めるなど、踏み込んだ対応が求められる。今後、日本企業の再エネ・省エネ技術の導入が台湾でも積極的に進み、日台が連携し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを加速させるため台湾政府の制度支援を期待したい。

## ● 再生医療・バイオ産業

2024年「再生医療法」と「再生医療製剤管理条例」が制定され、更なる再生医療技術の研究開発や医療・美容分野での応用拡大が見込まれている。日本は再生医療・美容医療の先進国であり、台湾企業の関心も高く、製薬領域におけるCDMO（開発製造受託サービス）事業を含む技術連携の可能性が広がっている。他方、台湾では個人の遺伝子情報や生活習慣に基づくプレジジョンヘルスケアを推進しており、バイオバンクの活用や健康医療データの一元管理も進んでいる。今後、個別化医療や再生医療・美容分野での市場成長が期待される中、日台がそれぞれの強みを活かして連携を深めることが重要である。台湾政府には、企業マッチング、情報提供、規制緩和などの支援をお願いしたい。

## （2）多様な産業の発展

半導体をはじめとする上記の産業分野では、台湾政府による重点産業としての位置づけもあり、日台間の連携も進んでいる。他方で、台湾には伝統産業をはじめとする多様な業種の日本企業が進出しており、それぞれが異なる背景、課題を抱えている。

半導体産業が台湾経済を支える最重要産業であることは事実であるが、半導体への過度な依存はリスクも伴い、経済の安定的な発展のためには、多様な産業がバランス良く発展していくことも重要である。こうした実情を踏まえ、一部の産業に偏ることなく、幅広い分野の企業の声に耳を傾け、実効性のあるサポートを講じていただきたい。

## （3）日台連携による第三国市場の開拓

台湾が推進する「新南向政策」は、東南アジアや南アジアをはじめとする経済成長著しい地域との関係強化を目指すものであり、これらの地域は日本にとっても、経済連携の観点から重要な地域である。現在、台湾貿易センター（TAITRA）や第三国市場協力委員会などにより日台連携の第三国市場開拓が促進されているが、市場展開パートナーとして日台両企業のネットワークやサプライチェーンを活用できれば、市場開拓や事業の深化における強力な足掛かりとなる。更に日台サプライチェーンがより一体的に連携、展開することで、第三国市場への展開はアジアにとどまらず、欧米諸国を含むグローバル市場への進出可能性も広がっていく。一方で、企業マッチングや言語・商習慣の違いに対する実務的なサポートは依然として課題である。引き続きの支援をお願いしたい。

## 4. 連携強化（人流）

日台間のヒトの交流はかねてより極めて活発であり、とりわけ観光や修学旅行などにおける身近な目的地として定着している。しかしながら、為替の影響など複数の要因があるものの、コロナ禍以降の訪台日本人数の回復が遅れている点や、観光以外の人材連携には更なる拡充の余地が大きい。これら草の根の交流は将来にわたっての日台関係のサステナブルな発展の礎となる極めて重要な取り組みと考え、以下を提言する。

### （1）学生の交流機会醸成

#### ● 中高生の修学旅行等の活発化

若者にとって初めての海外渡航となる機会のひとつが修学旅行であり、早期に台湾を訪れることは、将来的な関心や親近感の醸成に大きく寄与する。修学旅行を通じた日台間の交流は既に一定の広がりを見せているが、海外への修学旅行自体が依然として一般的とは言えず、今後の拡充余地は大いに残されている。こうした背景を踏まえ、台湾政府には、日本の修学旅行誘致に向けた一層の取り組みと、受け入れ体制の整備に支援をいただきたい。とりわけ、中南部や東部といった地方への誘致促進に加え、地域固有の課題や特性と連動した教育テーマの設定や、魅力的な体験型コンテンツの発信など、地域の個性を生かした受け入れ施策が期待される。

#### ● 留学支援、インターン制度の拡充

大学留学に関しては、「正規留学」と「留学分野」の2点において、今後の発展の余地が大きいと考える。正規留学の増加を図るには、高校生の段階から海外大学進学という選択肢を具体的に描けるよう、早期かつ継続的な情報発信が重要となる。また、留学の対象分野についても、語学にとどまらず、日台それぞれの大学が持つ先進的な研究領域など様々な専門領域での留学生が増加することを期待したい。そのためには、当局や関係団体等による奨学金制度の拡充と、それに関する情報提供の強化が不可欠である。なお、奨学金制度は単なる経済的支援にとどまらず、奨学生同士のネットワーキングや交流を促進するようなプログラム構成も検討されるべきであろう。

さらに、留学生は将来的に日台の橋渡し役として企業や社会で活躍し得る重要な人材である。しかし現状では、卒業後の現地就職にあたって十分な支援が得られず、帰国を選択するケースも少なくない。留学経験を活かしたキャリア形成が実現できるよう、企業のインターンシップ機会や就職マッチ

ングの仕組みづくり、さらには企業側への多様な人材の受け入れを促す施策の推進が求められる。

## (2) 企業の交流機会醸成

日本企業の台湾進出、事業拡大には、人材交流が欠かせない。例えば先端分野の研究開発のため、日台の企業や、大学・研究機関に人材を出向させ共同研究等を通じて、日台共同での人材育成や新技術開発等が考えられる。特に半導体や再生可能エネルギー等の産業領域ではこれらのニーズも高いと見受けられるが、その実現には高いハードルも存在する。台湾政府においては、国際共同研究への補助や企業マッチング、人材交流等の機会づくりをお願いしたい。

## (3) 訪台旅行者目標数値達成のための諸環境整備

旅行を通じた相互理解の蓄積は、より強固な関係構築の第一歩となるため、訪台日本人の増加は、将来的な日台連携を一層深めるための間口の拡大ともいえる。台湾政府は2030年の訪台旅行者数1,600万人を目標に掲げ、「Taiwan the Lucky Land」プロモーションなど様々な施策を展開されている。日本人観光客は、国・地域別で最も多い割合を占めているが、2024年の訪台旅行者数約800万人と目標の半分程度にとどまっている。また、訪台観光には旅行者数だけでなく、訪問先が台北周辺の一部スポットに集中しがちであるなど課題も多い。リピート促進や観光地分散の観点からも、台北周辺以外の各地域の魅力発掘、プロモーション、またその地域独自のコンテンツ（観光地、食、アクティビティ等）開発や高付加価値化、公共交通機関や公衆トイレ等の観光インフラの整備や、日本国籍保有者を対象とした自動出入境審査システムの適用などスムーズな出入境の実現等を求めたい。

日本も長年にわたり訪日旅行誘致に積極的に取り組んでおり、直近10年で訪日外国人数は2倍近い水準に増加している。この背景には円安の進行以外にも、CIQ（関税・出入国管理・検疫）の効率化、ビザ要件の緩和、地方を含む観光コンテンツの発信、国内観光事業者の支援等さまざまな取り組みが展開され、外国人旅行客獲得のための知見も蓄積されており、日台の連携余地も多いと考える。

## 4. 2025年「白書」要望事項一覧表

番号	要望事項テーマ	提案部会	提案開始年	2024年度部会評価	主要なる政策提言における該当項目		
					章	項	
1	労働基準法第35条の休憩時間付与方式の変更について	運輸観光/商社	2020	A-	1. 投資環境整備	(1) 電力・人材・労働力不足の解消	
2	時季変更権の明確化について	運輸観光	2023	B			
3	従業員の時間外勤務規制の緩和措置について	電機電子	2024	C			
4	外国人の新制度退職金制度への加入について		2024	B			
5	中小製造業の自動化・省人化及びGX化の取り組みに対する補助金制度の創設について		2025				
6	液浸サーバ導入促進による消費電力量の削減について	高雄支部	2025				(3) オープンかつ強靱性ある資本市場の整備
7	TWD為替の電子ブローキングシステム (EBS) の構築について	金融財務	2025				
8	昇降機の遠隔技術基準設定及び点検保守制度の見直しについて	電機電子	2016	B	2. 柔軟な行政対応と制度充実化	(1) 企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現	
9	台湾の公共工事における主要人員の資格緩和について		2024	C			
10	台湾の公共工事における人員単価の見直しについて		2024	B			
11	HFC管理法草案第2フェーズ (2029年以降) 施行に向けた要望		2024	B			
12	IEC規格 (IEC60335-2-40) の『Edition8 (2024)』 CNS化、並びに認証試験での早期標準化について	建設	2023	A-			
13	洋上風力発電事業者に対する国産化要求への柔軟な対応について	エネルギー	2019	A-			
14	大型二輪車 (排気量251cc以上、以下重機) 高速道路走行の解禁について	自動車	2019	B			
15	保育園バス (幼児園幼童専用車輛) のリース解禁について	合弁会社	2021	C			
16	指定たばこ製品に関する体系的かつ標準化された健康安全性評価試験、段階的な添加物規制の必要性について	食料物資	2014	A-			
17	医薬品の償還に関するRisk Sharing Agreementの交渉プロセスの最適化について (MEA/PVA/Budget capを含む)	医薬品 医療機器	2008	B			
18	HTR関連規則の策定・改善と、利害関係者との十分な協議の実施について		2008	A-			
19	台湾に拠点を有する外国金融機関が行う信用状審査業務等の銀行事務の海外拠点やグループ会社等への委託許容について	金融財務	2024	A-			
20	台湾専利法への間接侵害制度の導入について	知財委員会	2010	B			
21	審判制度改革の推進について		2019	B			
22	行政主導による入札公告以降の都市計画審査における、入札要綱・条例・細部計画に定めのない大幅な都市計画修正指摘に対する是正について	建設	2025				

## 4. 2025年「白書」要望事項一覧表

番号	要望事項テーマ	提案部会	提案開始年	2024年度部会評価	主要なる政策提言における該当項目	
					章	項
23	漁電共生型太陽光発電の送電前養殖実態確認厳格化に対する柔軟な対応（送電開始後の監視強化）の提言	エネルギー	2025		2. 柔軟な行政対応と制度充実化	(1) 企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現
24	5県産食品に対する輸入規制緩和後における台湾側の措置改善について	運輸観光	2023	C		(2) 経済連携協定締結、関税引き下げ・非関税障壁解消
25	自動車部品輸入関税の引き下げ政策について	自動車	2018	B		
26	日本酒、焼酎などの酒類の関税率引き下げについて	食料物資	2008	B		
27	琉球泡盛の関税率引き下げについて	運輸観光	2008	C		
28	セルフメディケーション推進に向けて一越境ECの規制	医薬品 医療機器	2025			
29	民間が設置する機械式あるいは一般自走式駐車場のEV/PHV用充電施設向け助成制度の創設による充電インフラの整備推進について	一般機械	2014	A-		(3) 相互に進出・投資しやすい制度・環境の整備
30	特定の行政区域における防火避難性能設計評定の再審査について	建設	2025			
31	房地合一税制度におけるプロジェクトカンパニー(PJC)活用型共同開発案件への柔軟な適用除外措置について		2025			
32	台湾におけるプロジェクトカンパニー(PJC)に対する税務上の導管体制度の導入について		2025			
33	洋上風力案件に対する減資規制の緩和について	エネルギー	2025		3. 連携強化(産業)	(1) 事業機会の拡大
34	洋上風力案件に対する國家融資保証中心の支援対象拡大について		2025			
35	洋上風力発電事業者に対する電力リザーブ・マージン要求について		2022	A-		
36	電業営業執照(Electricity Business License: EBL)取得前の売電及びT-REC発行について		2023	C		
37	台湾電力の送電網整備・拡充不備による出力抑制・Curtailmentの解消について		2025			
38	“健康台湾”のビジョンを達成するために、医療制度に十分な資源を投入する		医薬品 医療機器	2008		
39	患者アクセス向上のための医薬品政策改革について	2008	B			
40	運輸部門における「環境保全代替エネルギー」推進について	自動車	2023	A-		(2) 多様な産業の発展
41	訪台日本人旅行者数(訪台外国人旅行者数)を増やす取組みについて	運輸観光	2025		4. 連携強化(人流)	(1) 学生の交流機会醸成/(3) 訪台旅行者目標数値達成のための諸環境整備

計 41 項目 ・ 2025新規 13 項目 ・ 継続 28 項目

## 5. 2025年「白書」要望事項

### 1. 投資環境整備

#### (1) 電力・人材・労働力不足の解消

##### テーマ1 労働基準法第35条の休憩時間付与方式の変更について（継続事項）

**要望事項** 労働基準法第35条において「4時間継続労働した場合少なくとも30分間の休息が必要である」と定められているが、この規定がフレキシブルな働き方を阻害する状況となっており、労働者が自由な働き方を選択できるよう休憩時間の付与方法の変更を要望したい。

**補充説明** 今回複数の業界（部会）から本件に関する提言が提出された為、一件に集約した形で提出する。休憩時間を調整する指針となる、業界別ガイドラインの作成を是非検討願いたい。

（運輸観光部会）

これまでの議論の成果として、労働部による通達やそれに基づくフレキシブルな休憩取得方法の可能性についての言及、また労働基準法令研修会における宣伝指導の強化により、一定程度の効果は期待できる。一方で依然として違法性の判断は労働監督官の主観に依ることから、今後、通達の内容など具体的な進捗をモニタリングしていく。休憩時間を調整する指針となる「通達」（ガイドライン）の作成と公表を引き続き要望する。

（商社部会）

労働基準法第35条の当該規定は、生産性のある働き方を追求する上で、フレキシブルな働き方の選択肢に制限を課してしまう可能性のあるものであり、改定願いたいと考えるもの。

例えば、日本の労働基準法の規定『労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には1時間の休憩時間を会社は労働者に与えなければならない。』に合わせることはできないか検討願いたい。

もし全業種一律の変更が難しい場合には、例えば、オフィスワーカー業種のみを非適用とするような法改正、又はガイドラインの発出など柔軟な対応を検討頂きたい。

（運輸観光部会/商社部会）

## テーマ2 時季変更権の明確化について（継続事項）

**要望事項** 労働基準法第38条の年次有給休暇取得の考え方は、労働者が要望した年次有給休暇について、具体的な取得日時は労働者により決定されているとなっている。ただし、雇用者の経営上の切迫性や、労働者個人の事情により労使で協議し調整することができるようになっており、労働者との合意のものに取得日時を調整することができる。

しかし、現実には雇用者が変更を依頼した日時に労働者が同意しない場合があり、結果として日程調整できず事業運営上大きな問題が生じることがある。

以上より、日本等で導入している時季変更権の明確化をお願いしたい。

時季変更権とは、会社が従業員の希望した年次有給休暇請求日（取得時季）を一定の条件下で、変更できる権利のこと。

ただし、日本において年次有給休暇は「労働者が希望する日に与えなくてはならない」と、労働基準法第39条5項により定められているが、同条文ただし書き以降に、「使用者は、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合、他の時季に有給休暇を与えることができる」と規定されており、労働者の希望日以外で与えることが可能となっている。

**補充説明** 昨年度、以下の政府回答を頂いた。

- (1)労働基準法第38条第2項に労働者の取得日決定権を定めているだけでなく、同条同項ただし書では企業の経営上の必要と労働者の休暇権益とのバランスも考量している点。
- (2)現行の労使紛争処理法（労資争議処理法）、労働組合法（工會法）、団体協約法には既に相応の規定があり、（中略）年次有給休暇の一斉取得という突発的な状況は起きないはずである点。
- (3)各労働者による取得日の決定が問題なのではなく、企業は労使関係が緊張している原因に向き合って解決しなければならない点。
- (4)極端な事例に対して関連法律を軽率に改正すれば、逆に労使関係の権利義務の均衡を失ってしまう点。事前予防の仕組み（例えば労働組合、労使会議又は団体協約等）を通じて、企業に不確実なリスクが発生するのを排除すべきである点。

(5)事前に労働組合との協議により団体協約を締結するなどの仕組みを通じて処理することができれば、極端な事例はほとんど発生しない点。もし特殊なケースである場合は、労働部が協力する点。

しかしながら、労使関係が「緊張状態」になくとも、一部の社員による権利の乱用で正常な事業運営を損ねるリスクは現に存在し、また、自社の労使関係が緊張状態に無くても、委託先企業で極端な事例が発生する可能性はあり、安定的な事業運営上のリスクであると考えます。

日本は企業側の時季変更権に関する厚生労働省および労働基準監督署の指導内容や判例があり時季変更権の行使に関する指針となっているが、例えば労働者側の時季指定権のガイドラインの策定など、極端な事例に対する労働部の介入の基準の作成について検討頂きたい。

なお、台湾鉄道の事例について回答頂いたが、他の事例として指摘した長栄航勤EGASの従業員による2022年12月31日から2023年1月の元旦連休期間の「集団休暇」は、賞与水準への不満から一部従業員が休暇の取得を呼びかけ、現に欠航や遅延により公共交通機関としての事業運営に影響を及ぼしたが、これは労使争議法の規範を逸脱した顕著な事例であり、現行の労働基準法の課題として引き続き問題提起させていただく。

(運輸観光部会)

### テーマ3 従業員の時間外勤務規制の緩和措置について(継続事項)

**要望事項** 現在、台湾の半導体業界は世界をリードし続けるために、設備投資や研究開発への投資は緩められていない。そのような状況下では、高度な技術力を求められる高度技術者の業務量は増加傾向にある。台湾の労働基準法による労働者の時間外勤務規制について緩和を要求し、日系企業としても、台湾の半導体業界のさらなる発展に貢献していきたいと考えている。

**補充説明** 2018年1月の労働基準法改正以降、台湾での時間外勤務は原則として通常労働時間と合わせて1日12時間を超えず、1ヶ月の時間外勤務は46時間までと限定されている(同法第32条第2項)。また、特別条項として労働組合の同意、もしくは労働組合がない場合は労使協議による合意があれば、時間外の勤務時間を延長可能とし、1ヶ月で54時間、3ヶ月で138時間を超えない事と定められている。

この点、日本においては法定労働時間を超えた時間外労働を社員に課す場合、「時間外労働・休日労働に関する協定（通称：サブロク協定）」を従業員代表者などと結び、労働基準監督署に届け出ること、厳密な労働時間の管理を行いつつ、特殊業務や高度技術を必要とする業務に対応している企業も多く、労使間で特別条項を締結した場合は年間6回まで月45時間を超える残業が可能となり、超える場合は更に月最大100時間（法定休日労働を含む）、年間最大720時間（法定休日労働を含まない）までの残業を可能としている事例もある（但し2～6ヶ月の平均が80時間を超える残業は不可（法定休日労働を含む））。

主旨にも記載のとおり、台湾では地政学的リスクに対応するため、半導体業界は他国の追随を許さない体制を築いており、生産量と技術力の向上は、台湾政府の国策とも言える状況にある。トランプ米政権による関税引き上げの影響で先行きが一層不透明となる中においても、台湾国内での高度技術者の育成は継続的に行うべき不可欠な取り組みと考える。本要望のテーマは台湾内における技術革新はもとより人材の確保育成の観点からも急務であることを理解頂き、台湾においても労働時間規制に関して日本の労働基準法並みの条件緩和をお願いしたい。

（電機電子部会）

#### テーマ4 外国人の新制度退職金制度への加入について（継続事項）

**要望事項** 現状、台湾居住の外国人は台湾人の配偶者または永久居留証保有者を除いて新制度退職金制度への加入資格がないため、日本人駐在員を含む外国人の多くは旧制度退職金制度に加入せざるを得ないことから、このような制限を撤廃し外国人も新制度に加入できるようにしていただきたい。

また、上記が可能となった場合、新制度対象者が退職金を受給するためには、60歳になった時点で自ら労働部勞工保険局に退職金の支払いを請求する必要があるが、離台済みの外国人にはハードルが高いため、外国人は新制度退職金に関して、60歳を待つことなく離台時に請求可能なようにしていただきたい。

**補充説明** 外国人駐在員の台湾駐在期間は一般に3～5年程度であり、旧制度退職金制度における受給資格（勤続10年以上、満60歳など）を満たさずに帰任することが多い。特に2005年7月以降に設立された会社では、台湾人従業員は全員新制度対象者であるため、外国人駐在員のためだけに旧制度退職金の積み立てのための台湾銀行口座を開設し、管理のために労使が共同で勞工退休準備金監督委員會を組織

し、賃金月額額の2～15%を毎月拠出する義務がある。

その一方で、上記のような設立後間もない会社では対象者が当該退職金の受給資格を得ることはほとんどないため、実際に退職金が支給されることは極めて稀であり、また駐在員が一人もいなくなるまで拠出金が会社へ返還されることもないため、労働者・会社双方にとってメリットがなく、実質的な運営コストの増加という結果しかもたらしていない。

参考までに香港のMFP（Mandatory Provident Fund：強制退職積立金）制度は、台湾の新制度同様の確定拠出制度であり、原則として65歳以降に元本および運用益を受給可能であるが、外国人も加入対象であり、香港を離れる外国人には離港時に掛金および運用益が返還される。香港の制度に倣い、外国人も新制度に加入可能にするとともに、離台時に元本および運用益を受給可能とすることを要望する。

このように改正することで、以下の効果が得られると考える。

- ①外国人労働者の権益確保による台湾労働基盤のグローバルな評価と信頼性の向上
- ②外国企業からみた理不尽なコスト負担の解消（外国企業による台湾投資の促進）
- ③今後労働力人口の減少が課題となる中、優秀な外国人の確保・定着化が促進され、台湾経済の発展に貢献

（電機電子部会）

## テーマ5 中小製造業の自動化・省人化及びGX化の取り組みに対する補助金制度の創設について

**要望事項** 台湾の中小製造業の課題として、労働人口の減少が挙げられる（現有労働人口の高齢化・熟練工の技術継承不足等）。同課題に対して設備の工程集約・多機能化などによる自動化・省人化が有効であり、自動化・省人化を通じた生産効率化により、結果として生産現場での省エネが促進され、GX化に繋がる。

台湾政府は、中小製造業向け炭素削減・設備スマート化の補助金制度を設けているが、中小製造業のGXを加速するために自動化・省人化に対しても補助金制度の創設を提案する。

**補充説明** 【背景】

台湾国内では、産業発展署の中小製造業向け補助金制度があるが、金額が少額な上、募集期間が短期間であるため効果が不十分と考える。

産業競争力发展中心 製造業（10人以上）

<https://assist.nat.gov.tw/wSite/ct?xItem=255013&ctNode=235&mp=2>

## 【参考】

一方、日本では中小企業庁が主体となり、中小企業省人化投資補助金制度が開始された。

中小企業省力化投資補助金 <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

中小から中規模製造業までを対象範囲とし、製造業と装置メーカーそれぞれのニーズとシーズをマッチさせて製造現場の自動化・省人化を支援する制度である。補助金予算総額：5,000億円（24年度～28年度にかけて毎年約1,000億円、公募申請・採択）

（電機電子部会）

**テーマ6 液浸サーバ導入促進による消費電力量の削減について**

**要望事項** 使用電力の削減に大きく寄与する油冷式液浸サーバの導入にあたり、足枷になっている半導体不具合に対する保証を保険料として政府にて補助して欲しい。

液浸サーバの市場導入を加速させ、今後の電力需要増の傾きを緩和し、電力需給バランスを図る一助となるものと考えている。

**補充説明** 2024年7月15日の経済部能源署（エネルギー署）公表の、電力需給に関する報告書「全国電力資源供需報告」によると、人工知能（AI）向けの電力需要は、2023年の24万KWから2028年に224万KWへと、5年で約9.3倍に増加すると予想されている。これは、データセンターのサーバに重要な機能を有するGPUやCPUの能力増強により発熱が飛躍的に増大し、その冷却に必要な電力が増大することに起因している。

一方、データセンターでの現状の冷却方式としては、エアコンによる空冷方式が大半を占め、最近、GPUやCPUの部分だけを集中的に冷却する水冷（DLC）方式が採用され始めている。しかしながら、今後のGPUやCPUの能力UPに伴い、冷却能力、効率の一層の向上が求められる。

そこで、サーバ全体の冷却性能に優れ、装置の故障の低減にもつながる、油冷

方式が有効であると提案するものである。

油冷方式は、サーバ全体を炭化水素系の冷却液（絶縁性液体）に浸漬させ、サーバ全体（GPU、CPUも含む）を直接冷却することが可能であり、熱を奪った冷却液を循環させ、チラーで冷却し、サーバボックスに戻すことで、繰り返しサーバを冷却することが可能になる。

実証試験では、冷却に必要な電力は90%削減でき、データセンター全体の消費電力も32%削減できる結果が得られている。

サーバの不具合についても、油冷方式（液浸冷却）は空冷や水冷（DLC）方式に比べ以下の理由により50%程度低減できるという業界での認識がなされている。

- ①サーバ内に空冷、水冷（DLC）で必要であったファンが不要⇒振動が発生しない。
- ②空冷や水冷（DLC）の様にサーバ内に局所的に温度が高くなるHot Spotの発生がなく、均一に冷却できる。

このように油冷（液浸）方式は不具合発生が低減するものである一方、半導体メーカーは空冷、水冷には保証を付与しているが、油冷方式に対しては保証を付与していないのが現状。現在液浸サーバを販売しているメーカーが保証付きで販売するために、保証代や保険代等を追加で計上するため、顧客に対して初期導入コストが高くなっていると考えられる。

半導体メーカーがチップの保証を行わない理由としては、

- ①足元、液浸の需要はごく僅かなため、メーカーとして評価するモチベーションが足元は湧いていない。
  - ②いろいろな冷却液が存在する中で半導体と直接接触することとなる。材料適合性の検証など、メーカーとしてどう保証していくか定まっていない。
- ことが推定される。

よって、この足枷を外すことで、油冷（液浸）方式の市場導入を促進し、冷却方式の多様化、消費電力削減の一助となる上記提案をするもの。

（高雄支部）

## 1. 投資環境整備

### (3) オープンかつ強靱性ある資本市場の整備

#### テーマ7 TWD為替の電子ブローキングシステム（EBS）の構築について

- 要望事項**
- ・オンショアTWD為替でのEBSの構築について、政府主導で検討していただきたい。
  - ・EBS構築は、取引価格の透明性向上、市場参加者の業務効率化の他、流動性強化及び将来的な金融市場の国際化に寄与すると考えられる。
  - ・TWDと同様に規制通貨となっているKRWでは、韓国の金融仲介会社（ブローカー）が独自のオンショアKRW為替用の電子ブローキングシステムを構築済み。

- 補充説明**
- ・現状、オンショアTWD為替の取引をインターバンクで約定する際は、ボイスブローカー市場もしくはダイレクトディール市場での取引を実行する必要あり。一方、メジャー通貨の取引は、EBSを通じて約定することがグローバルスタンダード。
  - ・EBSにより、取引における価格の透明性が高まること、取引参加金融機関の事務プロセスのSTP化構築等の業務効率化が期待される。

⇒添付資料：電子ブローキングシステムの課題

（金融財務部会）

## 2. 柔軟な行政対応と制度充実化

### (1) 企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現

#### テーマ8 昇降機の遠隔技術基準設定及び点検保守制度の見直しについて（継続事項）

- 要望事項**
- 2010年代から台湾の人口構造の変化により、若年層の労働人口減少やIT業界への流れ、労働者年齢層の高齢化スライドなど、全労働人口の減少に伴い、作業の省力化・効率化は各産業分野における重要課題である。昇降機業界も同様に遠隔技術の導入を推進し、機器による常時監視・自動点検等の利点を用いて現行の現場点検を補完し、昇降機の安全・品質を向上するとともに、人手に対する依存度を低減するなど、市民・社会・経済の三者一体となった利益に繋がる方策の検討・推進をお願いしたい。

現状、業界では上述の考え方にに基づき、市場のニーズに合わせた遠隔監視・点検システムの開発・販売を開始しているが、遠隔技術に関する法整備および標準規格の明確な指針等が無いことから、昇降機設備管理者を始め一般使用者や消費者は遠隔技術商品の理解及び使用にあたり、良し悪しの判断が難しく普及するに至っていない。本提案は2016年以来提出してから、政府側対応では2021年以降「遠隔監視制御技術の応用推進計画」等を策定し、技術ハンドブックの草案を作成したが、オフィシャルな認定に至っておらず今後の計画も不明なままである。

特に、遠隔点検の基準設定は、現在の月1回の作業者による現場点検を補強し昇降機の安全性をより高めるとともに、予防保全により点検作業を効率化できるため、今後の労働力不足という社会課題に対する一つの解決策としても有効であると考えられる。

さらに2022年には、経済部標準検査局により《建築物昇降設備（電梯）資安検測技術規範》が公表され、情報セキュリティに対して制限が設けられたことから、今後、確実なセキュリティ対策を講じた上で昇降機の遠隔技術（監視、点検、操作等）の運用を可能とすべく、ベンチマークなどを通じて何らかの基準を整備し、遠隔技術に関するシステム化要件の明確化を進めていただきたい。

以上のことから情報セキュリティを含めた遠隔技術（監視、点検、操作等）のシステム化要件定義と基準設定に関する現在の検討状況、及び今後の点検保守制度見直しについての考え方とスケジュールを開示していただきたい。

#### 補充説明 1. 昇降機遠隔監視システム導入の理由

- (1)台湾の少子高齢化問題を背景に保守・点検に必要な人材の確保が難しくなっているため、昇降機を利用する人々の安全を確保するためには、人の力で十分できない項目は遠隔監視システム技術を活用した対応が求められる。
- (2)昇降機遠隔監視システムを普及させることができれば、遠隔で運転状況詳細を確認でき、故障時の自動通報だけでなく事前に故障を防ぐことも可能となり、ダウンタイムの削減は利用者の不便低減に寄与するものである。
- (3)昇降機の遠隔状況確認や再起動、閉じ込め時のテレビ通話機能等、遠隔監視システムで実現できる機能は、地震の多い日本でも必須のものであり、ここ台湾においても昇降機利用者の安全・安心につながるものと確信している。

## 2. 近隣国／地域の概況

- (1)日本：昇降機の遠隔監視は1981年に市場に導入され既に40年以上が経過しその過程で遠隔技術（監視・点検・操作）が発展。なお、人による保守点検は平成28年国交省指針にて旧指針の「概ね1カ月以内」から新指針の「定期的に」に変更され、現在は一般的に3ヶ月毎に実施されている。
- (2)中国：中央法規は昇降機に遠隔監視設備を設置することを前提に遠隔監視を認めている。また、一線・二線都市では人による保守点検頻度を自由に設定することが可能である。
- (3)韓国：昇降機の遠隔監視設備が設置され、且つ竣工後15年以内は人による保守点検は2ヶ月に1回とすることが認められた。
- (4)香港：香港政府による遠隔監視システムの実験運用が開始された。

(電機電子部会)

## テーマ9 台湾の公共工事における主要人員の資格緩和について（継続事項）

### 要望事項 【要望】

公共工事において必ず登録しなければならない主要人員（計画経理、工地エンジニア、品管エンジニアなど）に、受注企業の100%子会社の正式社員も登録できるようにしていただきたい。

### 【理由】

昨今の日本の企業は現地における履行機能を持株会社化、或いは経営・総務系を残しコアビジネス含めて分社化していく傾向にある。しかし台湾の公共工事の入札において、分社化した組織は別会社と見做される為に、専門性を持っている人材がいるにも拘わらず、主要人員として登録が出来ない。100%子会社の人材を親会社同様の人材として認定頂ける制度を導入頂きたい。

**補充説明** 日本企業100%子会社が、入札要件にある履行実績を会社として保有していないため受注資格が無く、その結果、実績を持つ日本本社あるいは台湾における支店（同一法人とみなされる）にて応札しなくてはならない。

履行能力は100%子会社の人材が保有しているため、実務を担ってほしいが、公共工事、特に、E&M (Electrical & Mechanical) パッケージにおいて

「計畫經理須為承包商之正式員工且服務該公司年資滿5年以上」「工地工程師須為承包商之正式員工」のような条件があり、これは政府採購法（第65條、第87條）に基づくもので100%子会社では対応できない状況にある。

2024年白書の政府（公共工程委員会）回答において、親会社と子会社は別会社という法的な根拠が示されたが、100%子会社から現場代理人は派遣できる日本の事例のように、台湾でも工事内容の実態に即したフレキシブルな検討を再度お願いしたい。政府回答では、最終的な決定は主管部門にゆだねる事となっているが、案件個々で異なる対応が行われており公平性に欠けている。正しく履行が行われる為にも公共工程委員会から踏み込んだ通達を出していただきたく更なる検討をお願いしたい。

（電機電子部会）

## テーマ10 台湾の公共工事における人員単価の見直しについて（継続事項）

### 要望事項 【要望】

公共工事において必ず登録しなければならない品質管理および職業安全衛生に関する人員費につき適正な価格での予算見直しを実施いただきたい。

### 【理由】

予算編成時点から、人員単価が一般的に雇用できる人員費用より低いため。基準賃金及び残業代に加え現地派遣にて生じる各手当、福利厚生、保険や年金等費用を考慮すると不足である。また、特に大型案件においてプロジェクトは5年以上継続するものが多く、ベースアップも考慮しなければならないが、それを吸収することも難しい状況である。

### 補充説明 【参考】2025年度受注契約単価と実績との差異：契約単価比25～40%の超過

品質管理人員、職業安全衛生人員はそれぞれ国家資格を持っていないければならず、また案件によっては専任登録が必要であることから、極端な売り手市場にあり給与他金銭的条件が上がり続けている。

2024年白書の政府（公共工程委員会）回答において、「資格取得者の人件費に関して予算編成するときは、市場相場に応じて合理的に編成しなければならず…」と示されたことに対し一定の評価はできるが、実際には市場相場が反映されていない実態があると感じている。公共工程委員会には、実態を具体的に確認していただき、継続して前向きな審議、検討をお願いしたい。

（電機電子部会）

## テーマ11 HFC管理法草案第2フェーズ（2029年以降）施行に向けた要望（継続事項）

**要望事項** 2023年12月に環境部大気環境司より、温室ガスHFC管理法草案が公表された。これにより、台湾における地球温暖化対策の取り組みが加速されると期待する。管理法草案によれば、2028年までの第1フェーズでHFCの消費量を管理し、2029年以降の第2フェーズでHFCの削減目標達成を図るが、第2フェーズの詳細は未公表である。目標達成のためには、業界・企業の理解と前広な準備が必要であるため、下記を要望する。

1. 第2フェーズ詳細案の前広な公表とパブリックコメントの募集

各業界・企業の法対応への準備には3～4年を要するため、25年中に、草案を公表しパブリックコメントを募集いただきたい。

2. 第2フェーズ管理対象の品目・時期等の明確化

第1フェーズはHFC自体の輸出入と製造、及びHFCを内蔵した製品の製造が管理対象で、HFCを内蔵した製品の輸出入は管理対象外と理解しているが、今後第1フェーズ、または第2フェーズにおいてHFC内蔵製品の輸出入まで管理対象とするのか否か、対象とする場合はその品目や時期を明確にしていきたい。

**補充説明** 無し。

（電機電子部会）

## テーマ12 IEC規格（IEC60335-2-40）の『Edition8（2024）』CNS化、並びに認証試験での早期標準化について（継続事項）

**要望事項** 家庭用の空調設備でR32冷媒が広く一般化する中、オフィスビルや商業施設、等の業務用途への適用を望む声が日々増している。しかしながら、現時点、台湾のIEC規格（IEC60335-2-40）は、『Edition5（2013）』であり、R32冷媒の業務用中大型空調設備の導入にあたっての障壁となっている。温暖化係数が低く環境にやさしく、より省エネが図れるR32冷媒への転換は、台湾政府が推進する省エネルギー、環境配慮の政策にも寄与し、且つ、使用する消費者にもメリットがあることとなるため、早期に『Edition8（2024）』へのエディションアップを要望する。

2024年の回答で『Edition7（2022）』での認証試験については、『プロ

ジェクト単位での申請』が可能とのことで、現在申請し、試験許可を得た。

一方、5/12の会議において『Edition8（2024）』のCNS化は2026年を予定していることが示された。引き続き認証試験においても『Edition8（2024）』が早期に標準化されることを要望する。

- 補充説明**
- ・ 欧州、日本、アジアオセアニアの何か国では既にEdition7が採用されており、中大型の業務用空調機（VRV/VRF）においてもR32冷媒機が販売されている。
  - ・ 米国においても2024年からEdition7へ更新の見込み。
  - ・ アジアではシンガポールがEdition7も採用可能。
  - ・ オセアニアではオーストラリア、ニュージーランドがEdition7を採用。
  - ・ 環境への関心が高い国ほどいち早くより最新版を採用し、その効果を取り入れている状況である。

⇒添付資料：IEC規格editionによる主な違いと各国の状況

（建設部会）

### テーマ13 洋上風力発電事業者に対する国産化要求への柔軟な対応について （継続事項）

**要望事項** 台湾政府は洋上風力案件に対しては一定の国産化義務を付してきたが、新規となる第三段階では緩和若しくは撤廃の方針を発表している。

一方でまだ建設中となる第二段階の案件では、発電事業者は国産化計画に基づき国内企業と契約を締結したものの、一部の国内企業は契約履行に於いて安全対応・納期・品質等で課題を抱え、建設スケジュール遅延や事業コスト増のリスクに晒されている。

ご検討戴きたい点：

1. 工期遵守の為、契約した国産品の転用等、柔軟な活用や海外製品との入替等、現実に即した柔軟な調整を政府に承認戴きたい。
2. 国産化対応として契約した企業が品質や納期、方針変更など発電事業者の管理外の要因で義務履行が困難となった場合は、不可抗力として国産化計画逸脱による罰則を免除戴きたい。

**補充説明** 無し。

（エネルギー部会）

## テーマ14 大型二輪車（排気量251cc以上、以下重機）高速道路走行の解禁について（継続事項）

**要望事項** 2011年に大型二輪車の高速道路走行に関する法律が制定され14年が経過するが未だ施行されていない。国民の期待に応えるため、安全運転教育の改善と、国道6号線または国道8号線で二輪車の試験走行の実施を提案する。

**補充説明** 交通安全の鍵は道路利用者の安全運転への心構えであり、道路を利用する全ての免許保持者への教育は国家的な課題である。日本では幼稚園から高校まで交通安全教育を行う事等により交通事故死亡者数は2000年の9,073人から2024年には2,663人まで減少した。

大型二輪車の高速道路走行ができない国は韓国、タイ、インドネシア、ベネズエラ等ごく少数で、9割以上の国で通行が可能である。高速道路走行を開放することで大型二輪車ユーザーは、道路網資産を有効利用し、効率的な移動が可能となる。台湾では二輪車は広く普及し、日常の移動手段であるとともに、趣味材でもある。二輪車利用利便性の改善は国民の満足度を高めることにつながる。

二輪利用者だけでなく、全ての国民の交通安全教育の実施とともに、国道6号線または国道8号線での試験走行を開始し、課題の有無と対応策の検討を実地に行う事を提案する。

（自動車部会）

## テーマ15 保育園バス（幼稚園幼童専用車輛）のリース解禁について（継続事項）

**要望事項** 幼稚園の保有する幼稚園バスのリース解禁をご承認頂きたい。

- 補充説明**
- 2024年度の台湾政府主催の検討会において、本件カーリース解禁の可否について討論の機会を頂き、交通部は教育部の判断を尊重するとの意見を表明、事務手続きについてもオートリースのナンバープレート交付可能とのご確認を頂きオートリース解禁に向け前向きな評価を頂いたが、一方で教育部の判断は児童の安全確保の観点からオートリース解禁には慎重の立場とのこと。
  - 教育部の児童輸送時の安全確保については、十分に理解ができるものの、本件オートリースの解禁と児童輸送時の安全確保については、認識の相違と誤解があるように思われる。
  - つまり児童輸送の安全性は車両運転手側の問題であり、車両が自己所有（購

入) かリースであるかは大きな問題ではない。日本における幼稚園バス等についての法令等も確認をしたが、「輸送の安全性は運転手側（使用者側）に依拠しており、車両の所有者が誰であるかは問題ではない」という見解【見解1】に基づいているため、特段法令において当該車両（幼稚園バス）のリースを認めるというものはない（リース使用の可否は、当事者間の民間取引のためその意向に委ねるという見解【見解2】）。

4. 法令等はないものの、日本の地方自治体では幼稚園バスの購入に補助金を拠出している自治体もある。こちらについても上記見解2に基づいているため、リースであろうと購入であろうと変わらず同様の補助金を拠出している事例は確認できた（横浜市の事例）。
5. 本件は、2025年6月4日に台湾政府との個別協議を開催。教育部との協議を継続中。しかしながら見解の相違や誤解の解決には至っておらず引き続き教育部にて当該車両のリース解禁に向けた協議を推進して頂きたいもの。

⇒添付資料1：横浜市保育園バス購入等補助金交付要綱

添付資料2：2024年第二回個別会議補充資料：営業用車両の取扱い条件要約

（合弁会社部会）

## テーマ16 指定たばこ製品に関する体系的かつ標準化された健康安全評価試験、段階的な添加物規制の必要性について（継続事項）

**要望事項** 効果的かつ実効性あるたばこ規制を施行していくためには、規制内容が明確で体系的かつ施行可能なものであることが必要不可欠である。

直近、指定たばこ製品の健康安全評価試験が完了したが、添加物利用の禁止を含む新たなたばこ規制が検討されている。規制の検討および施行にあたっては、規制の不確実性を減らし、公正な市場競争環境を担保していくことが必要であり、さらなる改善を求めたい。

健康安全評価試験については審査プロセスの透明性および一貫性の強化、添加物禁止規制については段階的な導入を要請したい。これらにより、公衆衛生保護の目標達成に加え、企業と規制当局が効果的に規制に適応することができるようになると考えている。加えて、規制の実効性を確保するため、規制導入後の管理措置も含め、規制に関連する利害関係者の意見を十分に反映することが必要である。

## 補充説明 健康安全評価試験について

「指定たばこ製品の許認可に関する健康安全評価試験に係る規則（以下、「HRA」という。）」が2023年3月22日に公布され、施行から2年が経過し、昨今健康安全リスク評価が完了した（一定の条件を満たすことを前提とした承認がなされた）。業界各社は求められる要件に従って申請を行ってきた中で、我々は、衛生福利部国民健康署が申請期間において申請者との継続的な対話を行うとともに、透明性担保の取り組みを進めていることを評価している。

現状、健康安全評価試験は完了したが、最終的な承認に向けては引き続きいくつかの要件を満たすための対応が必要な状況にある。規制への適切な遵守および公正な競争環境を更に促進していくためには、現行の審査規則および市販後調査基準の明確性・体系性・透明性を改善する必要がある。規則では求められる書類、審査範囲等、詳細な内容は規定されているものの、評価基準が不明確であるため、審査プロセスにおいて追加資料の提出等、度重なるやり取りが求められる状況となっている。政府には、これまでの審査経験を基に、より体系化され標準化された審査プロセスの確立を要請する。

## たばこ製品への添加物規制について

2024年8月8日、衛生福利部が「たばこ製品への添加物規制」に関する改正案を再公表した。この改正案では、27種類の添加物の使用禁止が提案されたが、これは、2023年3月20日に発表された当初の規制（4種類のフレーバー添加物の禁止）から大幅な拡大となった。提案通りに規制された場合、現在台湾で販売されているたばこ製品のほとんどに影響を及ぼすこととなり、市場の混乱を招くことが深刻に懸念される。公衆衛生目標を達成するための規制措置として、必要性は認識するものの、規制措置は実効性があり、かつ施行可能な内容であることが求められる。今般のように、性急かつ大幅な変更がなされれば、製造業者だけではなく、消費者および政府も十分な理解と対応が困難となる可能性がある。これにより、最終的に意図しない悪影響を招き、消費者の違法たばこ製品の購入につながる可能性がある。一般的に、違法製品は品質管理がなされず、健康警告表示はなく、年齢確認もなされずに販売される傾向にあることから、かえって公衆衛生目標を損ない、施行の煩雑性が増加し、規制そのものの有効性を低下させる可能性がある。そこで、バランスの取れた効果的なアプローチを担保する観点から、我々は禁止する添加物の指定を段階的かつ限定的に行うことを推奨したい。具体的には、フレーバー製品の大部分を占めるメンソール関連添加物に焦点を当てるべきであると考えている。このア

アプローチは、意図した規制目標の大半を達成しつつ、企業および規制当局双方がより効果的に適応・対応する時間を確保することが可能となる。

加えて、規制がもたらす影響の大きさを踏まえ、政府は徹底した評価を実施し、すべての利害関係者と連携することが必要であり、性急な決定がなされないよう要請したい。

(食料物資部会)

## テーマ17 医薬品の償還に関するRisk Sharing Agreementの交渉プロセスの最適化について (MEA/PVA/Budget capを含む) (継続事項)

**要望事項** 健保署が償還契約を見直す際には、契約の公平性および合理性を十分に考慮し、臨床研究などの科学的エビデンスに基づいたデータや財務予測を基に、リスク共同負担の原則に則って契約内容を設定するべきである。それにより、透明性および予見性の確保とともに持続可能な事業環境が整備され、治療ニーズの高い新薬の速やかな導入による医療への貢献と経済発展が円滑に進むことが期待される。

**補充説明** 健保署は2024年に薬品給付協議の最適化に関して産業界との意見交換の場を設けていただいた。その後、健保薬価（支払基準および薬価調整作業要綱）は2025年4月に修正が公告され、同年10月には薬剤給付協定書のひな型（MEA、PVAに関する内容）が発出される予定である。しかしながら、我々の主な懸念点は、薬剤費上限および償還割合の設定に関するものであり、未だ見直されていない。

薬剤費上限については、治療領域毎に疾病の重症度や臨床ニーズが異なるため、健保署は各治療領域の臨床研究および財務予測データを参考にして給付協議内容を設定し、薬剤費上限を領域別に設けるべきである。単なる財務面から一律の上限を設けることで、治療領域間で不公平が生じることを回避する必要がある。

償還割合については、契約者双方が薬品に伴う不確実性による財務リスクを公平に分担するという精神に基づき、償還割合は双方で適切に分担すべきである。現状のように産業界へ一方的に過大な負担を求めるべきではない。

健保署には、引き続き各方面からの意見を積極的に収集し、公平且つ合理的な原則に基づいて給付協議の修訂を進めることを提案する。これにより、健保署と産業界の合意の下、患者の薬剤利用の権利を守ることが期待される。

(医薬品医療機器部会)

## テーマ18 HTR関連規則の策定・改善と、利害関係者との十分な協議の実施について（継続事項）

- 要望事項**
1. 医療技術評価のプロセスにおいては、製薬業界等の利害関係者の意見を広く取り入れ、公開性・透明性・予見可能性の原則を遵守することを要望する。
  2. HS（先行評価）と新薬の予算編成との関係性を明確にすることを要望する。

- 補充説明**
1. 政府が医薬品のライフサイクルに沿って、HS/HTA/HTRを包括的に整備し、医薬品のエビデンス管理体制を強化するというマクロ的な方針に賛同する。但し、医療技術評価は医薬品の保険償還収載、償還条件の変更、或いは償還取消しに関わる重要なプロセスであり、患者の治療アクセスに重大な影響を及ぼす。そのため、製薬業界等の利害関係者の意見と合意を十分に反映させ、企業が準拠できる公開性・透明性・予見可能性を備えた持続可能な事業環境を整えることで、医薬品への患者アクセス向上を図るべきである。
  2. 新薬や償還範囲の拡大に対応するため、健康保険署は既にHSメカニズムを導入し、該当医薬品の予算需要を事前に収集・推計して、将来の年度予算編成に活用している。しかし、実際の運用においては新薬予算の編成方法が依然として不透明であり、業界による予算見積もりと実際の年度予算の間に大きな乖離がある。よって、HSの結果をどのように予算に反映しているか、その仕組みと連動方法を明確化いただくことを要望する。

（医薬品医療機器部会）

## テーマ19 台湾に拠点を有する外国金融機関が行う信用状審査業務等の銀行事務の海外拠点やグループ会社等への委託許容について（継続事項）

- 要望事項**
- ・現地規制「金融機関作業の外部委託制度及び手続弁法」第3条第1項第4号により、貿易金融業務のバック作業（L/Cの発行、買取又は輸出入の取立に限定）は外部に委託することができる。
  - ・また、2023年8月25日付、同法の改正により海外への委託制限が大幅に緩和され、重要な個人金融業務に係るシステムの海外委託のみ事前申請が必要とするようになった。
  - ・すなわち、貿易金融業務のバック作業の海外委託は、金管会による事前許可を申請する必要がなくなり、直ちに金融機関の外部委託業務内部ルールに従い扱

うことが可能である。

- ・一方で、「貿易金融業務のバック作業」は、中央銀行の「銀行業による外為業務管理弁法」第21条に定める「外為業務関連バック作業の委託」にも該当し、「指定銀行は、…外為業務関連バック作業をその他の方法を以て外部に委託する場合、業務計画書を添付の上、当行に申請しなければならない。…」と規定されている。
- ・2023年、当会の会員が中央銀行に「信用状関連書類の審査確認業務」の海外委託を申請するため、中銀の担当窓口にお問い合わせしたところ、担当者から外為関連バック作業において「貿易融資業務の書類審査」のプロセスが含まれていないため、中銀による承認を得ることが難しいとの口頭説明を受け、申請の提出を取りやめるよう勧められたことがあった。（法令上、明確な定めはなし）
- ・信用状書類の審査は、国際商業会議所（International Chamber of Commerce（略称ICC））が制定した「荷為替信用状取引規則および慣例（略称：UCP600）」に基づき取り扱っている。これは国際的に標準化されたプロセスになっており、多くの大手多国籍銀行もすでに集中オペレーションセンターを設置し、異なる拠点からの委託を受けて、統合して処理しており、しかも長年にわたって行われてきている。
- ・アジア諸国の開放状況を参考にすれば、金融センターである香港、シンガポールはもちろん、韓国やタイ、さらにベトナムまでが、「信用状の書類審査確認作業」を海外へ委託して集中処理することが認められている。そこで、我々は中央銀行に対し、国際的な潮流に従い順応すべく、当該業務をグループ会社であるオペレーションセンターに委託することを認めるよう要望する。

#### 補充説明

- ・中央銀行は、114年4月18日に「銀行業の外国為替業務の管理に関する規定」の改正を予告。当該改正条文第21条は、主管機関が金融機関の業務を外部委託する規定の修正に合わせるとともに、銀行業の申請手続きを簡素化することを目的としている。
- ・本来は中央銀行の許可申請が必要であった外国為替業務の外部委託項目について、主管機関の規定により事前の承認が不要とされている場合には、許可なしで直接実施することが認められ、委託業務に関する資料を保存し、備えとしておくことが求められる。

かかる状況に鑑み、本件条文改正の実現までの過程をフォローしていく方針としている。

(金融財務部会)

## テーマ20 台湾専利法への間接侵害制度の導入について(継続事項)

**要望事項** 専利法において、「予備的行為」や「幫助的行為」を規制する間接侵害を規定することを要望する。

**補充説明** ①現在の台湾専利法には、米国や日本など多数国の特許法で導入されている間接侵害制度がない。装置に専用で用いられる消耗品等について、発明の各構成が一体不可分で効果を奏するなどの理由から、装置と消耗品等の其々で専利出願することが難しい場合がある。間接侵害制度が無いことにより、上記消耗品等について、品質の担保のない互換部品が流通するケースが生じている。このような予備的・幫助的な行為を抑制することは、専利権者の経営環境を保護するのみならず、製品の品質、安全性等の担保に繋がることから、製品を利用する台湾のユーザーの権益にも資する。

②民法の規定を適用した判決があるが、以下の点で不十分であるため、専利法において間接侵害を明示的に規定するべきと考える。

- ・直接侵害者の権利侵害の証明の困難性等により、民法の共同不法行為(第185条第1条)として損害賠償請求が認められた判例は少なく、法的な安定性が低い。
- ・損害賠償請求の他に、専利侵害に対する主要な救済手段として、侵害を未然に防止するための差止請求がある。しかし、民法の原状回復規定(第213条)や排除命令規定(第767条)が裁判所で認められた事例はなく、専利権者の保護が不十分である。また、民法の規定に基づき間接侵害行為を認定した上で、侵害の排除(差止請求)については専利法第96条を適用した判決もあるが、このような司法の運用が法体系上適切なのか、疑義がある。

③なお、台湾専利師公会(※)も「2020智財白皮書」(P2. 一(四))において、「間接侵害制度の導入により専利権の保護強化を図ることは、台湾企業にとって有益であるとともに、外国企業による研究開発投資の促進に資する」旨、建議しており、間接侵害制度は日系企業のみならず台湾ユーザーからも導入が要望されている。

(知的財産委員会)

## テーマ21 審判制度改革の推進について（継続事項）

**要望事項** 専利の審判制度に関し、①専利行政処分不服に対する審判の簡略化、及び②無効審判及びその審決取消訴訟の当事者対立構造の導入を要望する。

①智慧財産局の再審査と經濟部の訴願手続きを統合し審判部を創設、「前置審査」の導入、及び「合議制（複数人の合議体による審理）」の導入を要望する。

②専利権の取消しを求める無効審判において、現在は、行政処分を下した智慧財産局が被請求人（審決取消訴訟では被告）となるが、当該専利権を有する権利者を被請求人とし、自身の権利に対して権利の主張を行うことができる当事者対立構造の導入を要望する。

**補充説明** 上記①については、審理において技術的な知識を有する智慧財産局の審査官の知見を活用可能であるとともに、訴願手続きを智慧財産局に統合することで、手続きが簡素化される。また、②については、第三者からの権利の取消しの求めに対し、権利者自らが反論可能となる。これらはいずれも迅速かつ的確な審理及び知財紛争の解決に資するものであり、台湾知財制度の国際調和が一層推進され、また、日本のユーザーのみならず台湾のユーザーにも裨益するものと考えられる。

特許・商標登録無効審判の当事者対立構造の導入及び無効審決に対する不服の行政救済手続の簡素化等に関連する法改正の草案は、2024年1月末の立法委員の任期満了とともに廃案となり、現在、智慧財産局が改めて検討し直す段階にあること、当該改正草案に対する賛否があり、智慧財産局の予算や人員体制を整備せずに実施した場合には審査効率が低下する可能性がある点を指摘されていたことは、承知している。

行政機関の予算や人員を即座に増やすことが困難である点は理解するが、本要望は、迅速かつ的確な審理及び知財紛争の解決に資するだけでなく、台湾知財制度の国際調和を一層推進し、台湾のユーザーにも裨益するものであると考えられるため、引き続き要望する。

經濟部智慧財産局におかれては、各界の合意形成に向けたアプローチ・働きかけに引き続き取り組んでいただき、制度改革が実現することを期待する。

（知的財産委員会）

## テーマ22 行政主導による入札公告以降の都市計画審査における、入札要綱・条例・細部計画に定めのない大幅な都市計画修正指摘に対する是正について

**要望事項** 大規模開発では、各市政府の条例等に基づく都市設計審査を通過する必要があるが、今般、行政主導の入札案件において、都市計画審査における指摘事項の中に、入札時に決定された要綱・都市計画・細部計画「以下「入札要綱」という。」に定めのない大幅な修正指摘があった。

具体的な指摘内容としては、①入札要綱からの大幅な都市計画の変更（地形・車路の図面変更 ※添付資料「地形・車路変更図面」参照）、②入札要綱で定められたバイク駐輪場付置義務台数を大きく超える駐輪場台数の設置を求める過度な要求の2点。

入札要綱に定めのない与件変更が行われたことに伴い、1年以上の許認可審査ストップ、容積緩和審査・公聴会のやり直し等が発生、大幅なタイムロスが起きたことで、事業性を著しく損なう状況となっている。

については入札要綱に定めのない内容や、法的根拠以上の要求等、過度な指摘・指導を原則やめていただきたい。

### 補充説明 地形・車路の図面変更

当初の入札要綱で示されている地形・車路の図面変更については、入札時に想定していた建築物がそもそも建たない可能性があるため（事業性を著しく損なう可能性があるため）、原則やめていただきたい。

### 他国での事例（ex.日本）

日本では入札条件と異なる要求により、地形・車路の図面変更といった大幅な都市計画変更は発生しない。

⇒添付資料：地形・車路変更図面

（建設部会）

## テーマ23 漁電共生型太陽光発電の送電前養殖実態確認厳格化に対する柔軟な対応（送電開始後の監視強化）の提言

### 要望事項 1. 養殖の事実確認は従前のルールを適用

送電後に養殖が実施されなければ、発電事業者の収益が得られない仕組み

のため、養殖実態の厳格な規制は不要。送電開始後の適切な管理・モニタリングを強化することで農業部と能源署の目的は共に達成可能。

## 2. 柔軟な規制の導入

既に許認可取得済みでプロセス中の既存プロジェクトに対する厳格化は、投資回収・電源供給への影響が大きく、台湾内外の関係企業への影響が大きいため、新施策の実行は今後の新規プロジェクトに限定するなどして、再生可能エネルギー推進と産業振興のバランスを確保すべき。

**補充説明** 台湾の安定的なエネルギー供給と産業発展のため、関係当局の適切な協力と柔軟な施策の見直しを提言する。

### 背景と問題点

- ・ 安定的電力/再エネ供給リスク：台湾の半導体・AI分野などの主要産業は電力不足に直面しており、安定的電源供給は喫緊の課題。これは日本企業を含む各国の投資にも不可欠な5欠のひとつである。しかし、室内漁電共生型太陽光発電の送電開始に関し、經濟部能源署は農業部の意向を酌み、送電開始前に養殖実態の確認を求める方針。漁電共生型の電力の一部は大手半導体企業や外資系企業への売電予定もあり、予期せぬ電力供給の遅延は、台湾経済や台湾への投資に悪影響を及ぼす。
- ・ 既存案件の送電開始遅延リスク：既に取得済みの施工許可においても、農業部の許認可がなければ付属設備の設置が禁止される条件が付されることにより、当初計画より、送電開始が遅延するリスクが発生しており、台湾の安定的電源供給・再エネ供給計画に影響。
- ・ 出資者や事業者の収支/投資リスク：各事業会社は、農業部による養殖実態事前確認の厳格化によりキャッシュフローへの影響が懸念される他、台湾で同様の規制が続く場合、日系を含む外国出資者撤退の可能性も出てくる。

### <提言実行による期待効果>

- ・ 電力/再エネ安定供給により、台湾の産業競争力を維持。
- ・ 再エネ政策の確実な実行と漁業養殖の持続的発展との両立。
- ・ 日本を含む外国資本による台湾産業への出資・関係の維持。

(エネルギー部会)

## 2. 柔軟な行政対応と制度充実化

### (2) 経済連携協定締結、関税引き下げ・非関税障壁解消

#### テーマ24 5県産食品に対する輸入規制緩和後における台湾側の措置改善について(継続事項)

**要望事項** 2022年2月の5県産食品の輸入規制緩和以降も、微量の放射能が検出された場合、2014年の立法院決議及び2015年の通達を根拠として廃棄やシップバックを勧める「道徳的勧告」が行われている。

10年前に定められた根拠の継続適用の妥当性について、再検討をお願いしたい。

**補充説明** 東日本大震災以降、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県などで生産・加工された食品に対して輸入規制を受けていたが、2022年2月・2024年9月に輸入規制措置が緩和された。

しかし、輸入規制緩和を受けた後についても、台湾の衛生福利部は放射線残留が100bq/kgを下回れば輸入できると公表しているにも関わらず、実際は2014年の立法院決議及び2015年の通達に沿って残留が検出された場合は「道徳的勧告」により、廃棄またはシップバックの指導を行っている。

WTO・SPS協定においては、衛生植物検疫措置は、①科学的な原則に基づいてとること(2.2条)、②同一または同様の条件の下にある加盟国間で恣意的または不当な差別をしないこと(2.3条)、③国際貿易に対する差別または偽装した制限となるように運用してはならない(2.3条)、④ALOPを達成するために必要である以上に貿易制限的でないこと(5.6条)という要件を課している。

また、国際基準であるCodexでは、一般食品の放射性セシウムの基準値は、1,000bq/kgとしているなか、台湾では100bq/kgという厳しい基準を設けている点からも食品の安全性は確保されており、必要以上に貿易を制限することなく科学的な根拠に基づいて判断をお願いしたい。

WTO・SPS協定：

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/attach/pdf/index-17.pdf>

日本食品の安全性確保：基準値の比較

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_kikaku/pdf/san\\_anzen\\_0716.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/san_anzen_0716.pdf)

⇒添付資料1：各国の食品の基準値について

添付資料2：日本輸入食品の微量放射能検出事例

(運輸観光部会)

## テーマ25 自動車部品輸入関税の引き下げ政策について(継続事項)

### 要望事項 ●要望内容：

1. 現在の自動車部品の輸入関税は、完成車が17.5%に対して部品が17.5～15%の品目が多数存在し税率差もほぼ無し。
2. 完成車輸入関税に比べ高止まりしている自動車部品の輸入関税の引き下げを行い、国内自動車産業の活性化・発展及び国際競争力強化を目的に要望する。

### ●具体的な要望内容：

2019年度自動車部品の輸入関税税率引き下げにつき、法改正案の作成・審議頂いたものの時間切れで法制化に到らず。

現在、台湾車両公会を通じエンジンや部品など9項目の関税引き下げを改めて要望中。(9項目については、添付資料ご参照)

また各メーカーは減税分を追加利益とはせず、値引き・装備の追加・無金利ローンの提供など様々な方法で消費者に還元することも台湾車両公会より回答させて頂いている。

ご検討につきお願いしたい。

### 補充説明 <関税率の高い部品事例>

国名	完成車輸入関税 (A)	エンジン輸入関税 (B)	差異 (A) - (B)
台湾	17.5%	17.5%	0%
インドネシア	50%	10%	40%
タイ	40%~80%	10%	30%~70%
マレーシア	30%	10%	20%
フィリピン	15%~30%	Max. 10%	5%~20%

⇒添付資料：9項目の部分無産製自動車部品の関税リスト

(自動車部会)

## テーマ26 日本酒、焼酎などの酒類の関税率引き下げについて(継続事項)

**要望事項** 酒類関税において、ウイスキー/ビール(0%)、ワイン(10%)等と比較して、日本酒(20%)、焼酎(40%)の関税率は非常に高くなっている。

台湾には、日本各地を訪れ、その土地固有のそれら酒類を嗜んだ経験を持つ人や日本の飲食文化を理解し、好む人も多いことから、該当カテゴリーの市場価格が適正となりさえすれば、より多くの人の購買が喚起され、関税収入減を上回る営業税、酒税及び営利事業所税の収入増も期待できると考える。従って、日本酒、焼酎などの関税率の引き下げを要望する。

**補充説明** 2019年には日本酒の関税は下げられたが、依然として日本酒、焼酎については関税が高率であり、市場価格も高く設定せざるを得ないため、十分な市場競争力を持ち得ず、市場拡大や売上増に繋がられていないと判断する。

また、日本酒及び焼酎等の酒類の原料であるお米が、台湾の主な農産物であり、過度な関税率の引き下げは台湾産の関連製品の市場シェアを下げ、政府所有食糧の販売に影響する懸念は理解するが、現状の関税率は他のアルコールと比較しても突出して高いと言わざるを得ないと考える。

(食料物資部会)

## テーマ27 琉球泡盛の関税率引き下げについて(継続事項)

**要望事項** 2019年7月26日に穀物酒(主に清酒)の関税率を40%から20%に引き下げられたが、琉球泡盛を含む蒸留酒は依然として40%の関税率となっている。

これまでも台湾政府農業部及び財政部より、関税率引き下げの要望の際には日本と台湾間の自由貿易協定、経済連携協定等の更なる進展が必要とのことで回答をいただいている。

日台双方の経済連携協定等の進捗を踏まえながらということではあるが、議論の進展に繋がるよう、引き続き関税率の引き下げについて要望してまいりたい。

**補充説明** 琉球泡盛は40%という高い関税に加え、酒税等が課され、台湾市場での価格は高価なものになっており、台湾での流通の障壁になっている。

また、2024年12月5日、琉球泡盛は、日本の「伝統的な酒造り」として、ユネスコの無形文化遺産に登録された。泡盛という商品を通して、酒造りの文化を後世に受け継ぐことは非常に重要なことである。台湾の方が、泡盛の文化的価値等にも触れやすい環境整備にもつなげるため関税率の引き下げを要望したい。

(運輸観光部会)

## テーマ28 セルフメディケーション推進に向けて—越境ECの規制

**要望事項** 越境ECサイトでのOTC医薬品規制強化並びに見直しを要望する。

1. 近年、越境EC（電子商取引）を通じた個人輸入によって、国外から医薬品を直接購入する消費者が増加しており、台湾においてもその傾向が顕著となっている。これにより、正規の医薬品流通網を経由しない製品が市場に流入し、安全性や品質管理が不十分なまま消費者の手に渡るケースが増えている。
2. この状況を放置した場合、複数の問題が顕在化する可能性がある。第一に、国内の正規流通事業者（メーカー・卸・小売）が価格競争にさらされ、売上減少や人員削減、さらには市場撤退へと追い込まれる懸念がある。これは台湾全体の医薬品産業基盤の弱体化を招き、税収の減少にも繋がる。第二に、法的に認可されていない成分や過量の有効成分、さらには管制薬品（コデイン、麻薬成分等）を含む製品、GDP基準を満たさないもの、あるいは偽薬が流通することで、公衆衛生上の重大なリスクが発生する。加えて、国外製品の多くは中国語表記がなく、消費者が用法用量や注意事項を正しく理解できず、誤使用による健康被害も想定される。
3. このような背景を踏まえ、TFDAとして越境ECに関する制度整備を早急に進める意義は大きいと考える。まず、安全性の高い医薬品の利用を制度的に担保することにより、消費者の健康を守ることが可能となる。また、国内の正規事業者が不当な競争にさらされず、公平な市場環境が維持される。加えて、台湾が越境ECに対応した薬事制度を整備することで、国際的な信頼性を高め、アジア地域における薬事行政のモデルケースとなる可能性もある。さらに、個人輸入に関する課税制度の見直しにより、税収の確保とその収益を医薬品監視体制や消費者啓発活動に再投資する循環も期待される。
4. 以上を踏まえ、今後の対応としては、越境ECに関するガイドラインの策定、EC事業者および購入者への規制の明確化、個人輸入品に対する関税制度の

導入、さらには税関・関係省庁・プラットフォームとの連携による監視体制の強化を強く要望する。アメリカや中国などの先行事例を参考にしつつ、台湾の実情に即した制度設計を進めることが重要と考える。

#### 補充説明 現状を放置した場合の主なデメリット

- －台湾国内産業への悪影響：越境ECによって価格競争が激化し、正規に許認可を受けた国内メーカー・小売業者の売上が減少する恐れがある。これにより、人員削減や事業撤退が進み、結果として税収減少にも繋がる。
- －違法・未承認医薬品の流通：有効成分量が基準を超える製品や、麻薬・向精神薬などの管制薬品を含む製品が無審査で流通するリスクがある。GMPやGDP基準を満たさない製品や偽薬の流入も懸念され、安全性の確保が困難となる。
- －使用上の注意が不十分なまま服用されるリスク：中国語表記がない製品では、用法・用量、禁忌事項、併用禁忌などが消費者に伝わらず、誤使用による健康被害が懸念される。
- －医療機関・公衆衛生への波及影響：自己判断による服薬により、受診の遅れや副作用への対応困難、医療費増加など、医療システム全体への悪影響が生じる可能性がある。

#### 越境EC対策によって得られるメリット

- －公衆衛生の保護と安全性の向上：流通する製品を制度的に管理することで、国民が適正かつ安全に医薬品を利用できる環境が整備される。
- －産業競争の公正性確保：法令を遵守して販売する国内事業者が不利にならないよう、市場の健全性を保つことができる。
- －国際的な信頼性の向上：越境ECへの規制を整備することで、台湾の薬事制度が国際的に先進的かつ信頼されるものとなり、アジアにおける模範的ポジションを築くことが可能となる。
- －税収確保と再投資の可能性：EC製品に関税を適用することで財源を確保し、その収益を薬品監視や消費者啓発に活用することができる。

#### 今後の政策対応の方向性（提案）

- －越境ECに関する明確なガイドラインの策定（米国FDAや中国NMPAの例を参考）
- －EC業者や購入者に対する規制強化：販売資格の要件化、購入量の制限など

- 個人輸入における課税制度の整備：一定価格以上や一定品目についての関税導入
- 多機関連携による監視体制の強化（関税局、プラットフォーム、TFDAの連携）  
(医薬品医療機器部会)

## 2. 柔軟な行政対応と制度充実化

### (3) 相互に進出・投資しやすい制度・環境の整備

#### テーマ29 民間が設置する機械式あるいは一般自走式駐車場のEV/PHV用充電施設向け助成制度の創設による充電インフラの整備推進について (継続事項)

**要望事項** 民間が新たに設置する機械式駐車設備や一般の自走式駐車場の電気自動車またはプラグインハイブリッド車向けの充電設備に対する助成制度を、地方行政に任せるとはせず政府が主体となって創設し、充電インフラの整備を推進していただきたい。

**補充説明** 本テーマについては、交通部を中心に、台湾政府の各関係部門が連携して、以下取り組んでいただいていることに対し、大いに評価している。

- ①交通部より、2024年9月末時点で、台湾の公共充電スタンドの充電プラグの設置状況と、電気自動車充電設備の補助金制度に関する取り組み状況（「公共充電スタンド及び区域充電需要想定計画」の改正計画など）などをご説明いただいた。
- ②内政部より、既存のマンション・ビルにおける電気自動車充電システムの設置の困難な原因として電気自動車による火災が消火しにくい点があることをご説明いただいた。同時に、設置前の電力安全評価の実施や公共事故責任保険の加入などの方面について、マンション・ビル管理法の一部改正草案を検討していることをご説明いただいた。
- ③環境部より、交通部と連携し2024年の短期モデル計画実施に参加し、モデルとなる県・市に対して、公有地における電気自動車の公共エネルギー補給施設の新設や増設を支援する旨などを、ご説明いただいた。
- ④経済部より、進捗及び将来計画についてご説明いただいた。その中で、コミュニティ内の個人用充電スタンドについて現在、それをコミュニティ改造補助計

画に盛り込む地方自治体があり、企業にはビジネスモデルの革新を通じて、コミュニティの充電スタンド導入意欲を高め、持続可能な産業環境の構築を目指すことを奨励している旨などを、ご説明いただいた。

ただし、我々が希望している「補助金の制定」の対象は、公共施設の駐車場だけではなく、自宅（集合住宅含む）向けの充電設備設置向けであるため、前述①～④の通り具体的に設置を進めていただいているものの、未だ検討が残っている状況であると理解する。引き続き本テーマについて、更なる具体的な補助金制度の明確化を希望する。

（一般機械部会）

### テーマ30 特定の行政区域における防火避難性能設計評定の再審査について

**要望事項** 一般の地方政府では防火避難性能設計評定を既に受けた建築物が、テナント入れ替えなどに伴う、防火区画を変更しない一般内装申請をする際に、建築士から過去の評定に影響を与えないと証明できれば、再度の防火避難性能設計評定の申請は免除されるが、特定の行政区域では上記の定めはなく、必ず再度申請をしなければならない点を改善いただきたい。テナントの入れ替えが発生するたびに、上記の申請をしているとコスト+手間+時間がかかる。（評定に伴うコンサル費と審査費だけで約100万円かかり、審査にも長い時間を要する。）

**補充説明** 上記の通り、一般の地方政府では申請が免除される中で、特定の行政区域のみが再申請を求めている。

（建設部会）

### テーマ31 房地合一税制度におけるプロジェクトカンパニー（PJC）活用型共同開発案件への柔軟な適用除外措置について

**要望事項** 不動産の転売による価格高騰抑制を目的とした房地合一税については保有年数毎に税率が定められているが、台湾企業と日系企業がJVで不動産開発事業を行う場合、PJCを設立して土地等を取得し、そのPJCが開発事業を実施するケースがある。

一般の開発事業において、原始取得者である台湾企業（JVパートナー）からPJCに土地等を譲渡し、PJCが新たに事業の実施者になった場合でも、PJCを原始取得者と見做し、房地合一税の適用除外とすることを要望する。

例えば、以下のような客観的な基準を満たす場合に限り、PJCを「原始取得

者」と同一視できる制度設計とする等。

- ・PJCがJVの一環として、明確な開発目的のもとに設立されたものであること
- ・JVパートナーがPJCの株式過半数を保有または管理的関与を維持していること
- ・土地譲渡後も開発計画に実質的な変更がないこと

**補充説明** 現行制度では、PJCが新たな取得者と見なされ保有年数がリセットされるため、元のJVパートナーが長期保有していた場合でも、短期譲渡と同様の高税率が適用される可能性がある。

支配的な保有者が同一にもかかわらず、形式的な譲渡をもって過度な課税が行われることで、外資企業の共同開発事業への参入意欲を損なう状況が生じている。

日本では不動産を含む資産の譲渡に対して法人税が課されるが、例えば企業再編税制により実質的支配が変わらない場合、形式的な譲渡は課税対象外または繰延となったり、SPCやTMK（特定目的会社）を使った資産移転が一般化しており、開発スキームの柔軟性が法的に担保されている。

（建設部会）

## テーマ32 台湾におけるプロジェクトカンパニー（PJC）に対する税務上の導管体制度の導入について

**要望事項** PJCが収益を出資者に全額分配する（あるいは一定割合を分配する）ことを条件に、法人所得税を免除とする「導管体課税制度」の導入を要望する。

現在の台湾税制において、日系企業と台湾企業が共同で不動産開発やプロジェクトを行う際に設立されるPJCに対し、法人税の課税が二重構造となる状況があり、台湾企業側の収益回収が実質的に不利な条件となり、結果として外資系企業とのプロジェクト推進の実務的ハードルとなっているため。

**補充説明** 日本では、資産流動化法に基づき設立される「特定目的会社（TMK）」に対し、導管体課税（パススルー課税）が認められており、条件を満たす限り法人課税が免除され、投資家レベルでの課税に一元化されている。

また、REIT（不動産投資信託）や合同会社（GK）＋信託受益権の形式でも同様のパススルー構造が活用されており、二重課税を回避しつつ投資スキームの透明性を保つ制度が確立している。

（建設部会）

### テーマ33 洋上風力案件に対する減資規制の緩和について

**要望事項** 各企業における減資の実行は、会社法（Company Act）にて各企業の権利として認められたものである。一方で、経済部能源局が制定の電業登記規則によれば洋上風力の開発事業者は開発・建設・運転の案件フェーズに関わらず「総投資額」（総プロジェクトコストと理解）の18%を払込資本金として保持し続ける必要がある、この減資は原則として会社清算まで不可と理解している。開発事業者の株主にとって、商業運転を開始したプロジェクトから資金を回収し、後続案件の開発へ振り分けていくことが継続的な案件開発のために重要であり、この減資制限は次期案件の開発の妨げとなっていることから規制緩和を求めたい。

**補充説明** 無し。

(エネルギー部会)

### テーマ34 洋上風力案件に対する國家融資保證中心の支援対象拡大について

**要望事項** 行政院が2020年11月2日に承認した國家融資保證機制推動方案ならびに関連規定により、洋上風力を含む再生可能エネルギー案件の発展拡大を目的として國家融資保證中心（National Credit Guarantee Administration）が融資保証等の支援プログラムを提供しているものの、現状、支援対象は開発・建設中の案件に制限されており、既に建設が完了した案件は同支援の対象外であると理解している。他方、例えば洋上風力開発で先行する欧州市場では、建設リスクの低減を主な理由として建設完了後にプロジェクトファイナンスの条件見直し・再契約（リファイナンス）を行うことが一般的となっており、この傾向は今後台湾の洋上風力市場にも広がっていく見込み。通貨（台湾ドル）流動性や地政学リスク等の観点から、ECAの参入障壁が高く、リファイナンスへの台湾地場銀行の参加、それを後押しする國家融資保證中心の支援が非常に重要であり、支援対象を現状の開発・建設中案件から完工済み案件へ拡大をお願いしたい。

**補充説明** 無し。

(エネルギー部会)

### 3. 連携強化（産業）（1）事業機会の拡大

#### テーマ35 洋上風力事業者に対する電力リザーブ・マージン要求について（継続事項）

**要望事項** 経済部のリザーブ・マージンに関する規定（“電業法”第27条、“備用発電容量管理辦法”）に於いて、洋上風力事業者に対する細則（“備用発電容量管理辦法”）がまだ確定しておらず、最終的なプロジェクト事業計画への影響が見極められない状況にある。

そもそも再生可能エネルギー独立電気事業者にリザーブ・マージンを課すことは、その運転特性からして不可能な話であることを適正に理解戴き、国際的な産業基準に沿って送電系統運用者（TSO, Transmission System Operator）が責任を負う規定として貰いたい。

**補充説明** 無し。

（エネルギー部会）

#### テーマ36 電業営業執照（Electricity Business License：EBL）取得前の売電及びT-REC発行について（継続事項）

**要望事項** 電業営業執照取得前（Pre-EBL）の売電に関連し、以下実現すべく台湾政府にてご検討戴きたい：

1. Pre-EBL段階であっても発電事業者が遅滞なく売電収入を得られる仕組みの構築。
2. 同じく、T-RECが遅滞なく発行および譲渡される仕組みの構築。

**補充説明** 発電事業者は、Pre-EBL段階であっても試運転電力他をグリッドに供給している。また電業営業執照取得に申請から6～9カ月を要することから、現在の制度では売電収入の受領やT-REC発行は実際の供給に対して遅延を生じていることになり、発電事業者が不公平に扱われていることになる。

特に売電収入の遅延はプロジェクトの投資経済性を悪化させる一因であり、投資経済性の改善により海外投資資金拡大も期待可能。

以下は他国での実施状況ご参考までに：

【ドイツ】

プロジェクトがグリッド接続されると、発電事業者は条件付きで支払いを受け取ることができ、その後、実際のメーター計測に基づいて精算される。

【イギリス／デンマーク】

EBLは送電網接続前に取得され、台湾と比べて審査期間が短く、これは限られた審査範囲について単一機関が審査するためのもの。主な審査対象は行政文書に限られ、台湾のようにエネルギー局、地方自治体、他の政府機関による完工検査や現場報告まで求められることはない。そのため、開発者は風力発電所がグリッド接続され次第、即座に収益を得ることができる。

(エネルギー部会)

### テーマ37 台湾電力の送電網整備・拡充不備による出力抑制・Curtailmentの解消について

**要望事項** 台湾電力の基幹送電網の整備・拡充作業の遅延から、発電事業者に対する出力抑制指示もしくは発電した電力が引き取られない事象が発生している。出力抑制・Curtailmentは事業性への影響が甚大であり、また洋上風力事業者各社は台湾電力による基幹送電網のアップグレード作業のための資金提供も行っており、早期改善を求める。また、運転中の案件でも、出力抑制・Curtailmentによる甚大な影響が確認されており、遡及的な発電損失補償の法案を制定頂きたい。

**補充説明** 無し。

(エネルギー部会)

### テーマ38 “健康台湾”のビジョンを達成するために、医療制度に十分な資源を投入する(継続事項)

**要望事項**

1. 「健康台湾」のビジョンを具体的に実現するため、OECD諸国の医療保険支出対GDP比率と同水準になることを目指すよう要望する。具体的には、台湾と同じように65歳以上の高齢化率が20%である韓国を目安に継続して医療制度に十分な資源を投入し、長期的には日本と同水準の11%を目標とするよう提案する。また健保予算・一般会計予算・Cancer Drug Fundを含む総合的な医療予算全体を提示していただき、上述のGDP比率の目標達成に向けた具体的な姿勢を示していただくことを期待する。
2. 高齢化による医療ニーズの増加や、少子化が健康保険制度の財政持続性に与える影響を踏まえ、十分な政府の一般会計予算を健康保険に配分することを提案する。

3. 台湾の健康保険制度は、国際的な治療ガイドラインで推奨される標準治療の償還を加速させ、医療の公平性の理念を取り入れるべきと考える。先進国における既償還項目や治療指針を参考にし、がん治療薬に限らず、非がん領域の薬剤、生物製剤、希少疾患用薬における償還の格差を体系的に整理・解消し、「医療を受ける権利」という人権の観点から医薬品への患者アクセスを改善し、患者の医療を受ける権利を改善するとともに、台湾の医療サービスを国際基準と整合させていくことを要望する。

**補充説明** 1. 現状では経常的な医療保険支出のGDP比率はわずかに上昇しているものの、世界の先進国と比べると依然として不足している。尚、2022年時点では台湾7.5%（会議中に2023年は7.8%と回答あり）に対し、アメリカ合衆国16.6%、日本11.5%、韓国9.7%である（OECD平均9.6%）。\*添付資料あり

台湾と同じように65歳以上の高齢化率が20%である韓国を目安に継続して医療制度に十分な資源を投入し、長期的には日本の11%水準に到達するため、具体的な政策計画と明確なスケジュールを示すことを期待する。なお、予算編成にあたり、NDCはNHIAと協議を行い、条件付き保険償還から通常の保険償還への移行後に必要となる予算額を概算することを提案する。

2. 「健康台湾」政策の中で言及されている「百億元がん新薬基金」について、現在は50億元が不安定な公務予算から拠出される計画となっている。

政府には、基金規模を百億元に到達させるための明確なスケジュールを設定し、さらにはがん新薬基金の法制化を進め、安定的で持続可能な財源を確保することを要望する。

本件は不安定な公務予算に依存すべきではない。

- 3.1 国際的な臨床治療ガイドライン（NCCN, ESMO, ASCO等）および各専門医学会の治療コンセンサス声明（consensus statement）は、最新の医療技術進展に基づく標準治療を推奨している。

このようなエビデンスレベルの高い標準治療については、積極的にリソースを投入し、迅速に健保給付へ取り込むべきである。

- 3.2 患者にとって最善の治療利益を考慮して、抗がん剤以外の免疫疾患に対する生物製剤（AGA, NPF, AADが推奨する治療指針等）や希少疾患用薬についても実行計画を策定し、国際標準の治療準則・用薬方式・用薬推奨を迅速に

把握し追従すべきである。

これにより、台湾の患者の薬剤使用権益を国際基準と同等にすることが可能である。

- 3.3 健保署には、国際的な臨床治療ガイドライン（NCCN, ESMO, ASCO等）の更新を定期的にフォローアップ・把握する仕組みを整備し、国内の臨床家や専門家の意見を取り入れて、台湾医療現場の実態に即した治療ガイドラインおよび資源配分戦略を策定することを提案する。

エビデンスレベルが高い標準治療については、健保給付対象への収載可否を優先的に検討し、薬品承認適応症と健保給付範囲の一貫性を確保し、臨床使用と給付政策間のギャップを縮小すべきである。

- 3.4 我々は頼清徳総統が提唱した「健康台湾」政策について高く評価すると共に、その方針に強く賛同する。

この政策は、政府の国民健康および医療の持続可能性に対する長期的なコミットメントを示すものであり、台湾の医療体制を国際基準へと導く上で重要な戦略的意義を持っている。

政策を着実に実現し、医療の質および財政の健全性に対する期待に応えるため、健保署には具体的な行動計画と推進スケジュールを速やかに提示いただくことを要望する。

⇒添付資料：“Health at Glance 2023”, Health expenditure in relation to GDP (Figure 7.1)

[https://www.oecd.org/en/publications/2023/11/health-at-a-glance-2023\\_e04f8239/full-report/component-54.html#figure-d1e28967-76ae5f452f](https://www.oecd.org/en/publications/2023/11/health-at-a-glance-2023_e04f8239/full-report/component-54.html#figure-d1e28967-76ae5f452f)

(医薬品医療機器部会)

### テーマ39 患者アクセス向上のための医薬品政策改革について（継続事項）

- 要望事項**
1. DET制度（Drug Expenditure Target：薬剤費目標管理制度）をより適切に運用するため、DETの基準を見直し、業界と十分に協議し合意を得ることを要望する。
  2. IRP（International Reference Price：国際参照価格）を台湾における薬価調整の手段として用いることの見直しを要望する。具体的には、A10諸国の薬価

を参照する際には、極端値を除外するとともに参照元の情報開示を要望する。

3. 第4類医薬品の特定品目については、少なくとも10年間は第1類医薬品と同様の薬価調整方式を適用することを要望する。

- 補充説明**
1. 当部会は、健保署がDET制度を継続的に推進し、薬価調整の予見可能性を強化していることを歓迎する。しかし、革新的な医療技術の急速な発展と導入が進んでいる現状を踏まえ、業界と十分に協議し、共通認識を構築した上でDET制度の改善を図るべきである。これにより、医薬品の安定供給を確保し、製薬産業の持続的な発展を促進することが望まれる。
  2. 世界各国の医療環境および政策は多様であるため、A10諸国の薬価を薬価調整の主要な参考指標とすることは適切ではない。当部会は、健保署が薬価調整において市場実勢価格（市場取引価格）を優先的に採用するべきであり、これにより医薬品供給不足のリスクを回避できると考える。
  3. DET制度における第4類医薬品の特定品目（健保署が主成分特許を有すると認定していない革新医薬品や、単一供給源の新薬等）を第1類医薬品と同様に扱うことにより、革新的な医薬品が台湾で上市された後の価格が保護され、製薬企業による台湾市場への優先的な投資意欲の向上が期待される。

（医薬品医療機器部会）

### 3. 連携強化（産業）（2）多様な産業の発展

#### テーマ40 運輸部門における「環境保全代替エネルギー」推進について（継続事項）

**要望事項** CO<sub>2</sub>削減手段に「環境保全代替エネルギー」を加え、全面的に推進することにより、2030年のCO<sub>2</sub>削減目標を確実・迅速に達成することが可能となる。

**補充説明** 台湾5期エンジンであればE10、E20燃料対応が可能、E10導入により即時CO<sub>2</sub>削減効果を得られる。中華経済研究院の試算によると、全ての燃料をE10に置き換える事で年間202万トンのCO<sub>2</sub>削減が可能。また交通部の試算では、このE10置き換えによる2030年のCO<sub>2</sub>削減は16.7%に達し、電動化等他の手段と組み合わせる事で2030年20%の台湾CO<sub>2</sub>削減目標達成を確実なものにすることが可能となる。

また米国からのE10原材料輸入は対米貿易収支改善にも効果が期待できる。日本の経済産業省は2030年にE10、2040年にE20導入を計画している。

(自動車部会)

## 4. 連携強化（人流）

### (1) 学生の交流機会醸成

### (3) 訪台旅行者目標数値達成のための諸環境整備

#### テーマ41 訪台日本人旅行者数（訪台外国人旅行者数）を増やす取組みについて

**要望事項** 訪台外国人観光客数（特に若者・リピーター）を増やすために、台湾政府並びに台湾観光協会等において様々な活動・施策を通じてご尽力いただいているところではあるが、当部会が課題と感じている以下の11項目にわたる提言を行う。

観光に対するモチベーションは各国の経済状況や世界的なリスクに左右される性質を併せ持つものの、所轄官庁のみならず台湾政府内関係部署間の連携或いは台湾政府・地方各市政府間の連携を一層促進し、中長期課題として解決を図っていただきたい。

#### ①観光資源の開発

地方の観光資源開発やリピーターも楽しめる体験型アクティビティの充実を図っていただきたい。

台北とその周辺部に集中する定番の観光施設のみでは地方誘客やリピーターの獲得が難しく、また、九份・十分はすでにオーバーツーリズムである。観光地は台北以外にも多くあるが、地方管理処任せのため、観光資源の開発や他エリアへ分散誘導が進まない。（予約制、台北からのシャトルバス運行、九份・十分以外の魅力発信など）

また、観光スタンプ（アプリなど活用）で台湾全土各地の観光地を巡ることでギフト進呈を行うなどの施策も検討していただきたい。

#### ②衛生環境の改善

観光地のトイレの衛生環境の改善を図っていただきたい。

特に日本人の若者には抵抗感が強い事項であるため、台湾政府主導で改善を強力に推進していただきたい。

### ③食文化のアピール

美食が台湾の大きな魅力ではあるが地域毎の特色が感じられないという声も聞いている。同じ大きさの九州に各県毎の食文化があるように台北のみならず地方誘客のため魅力のある食文化（郷土料理）のアピールを図っていただきたい。

### ④宿泊料金高騰の抑制

宿泊料金高騰の大きな要因は、従業員不足による客室稼働の低下である。

就労ビザ取得の条件である「4年制大学+2年間の実務経験者」について、2年間の実務経験は厳しいので、例えばこれを1年間に緩和し、ホテル従業員への門戸を広げていただきたい。

### ⑤遠方への交通機関の整備

市内の公共交通機関は整っているが遠方の観光地への交通手段が限られている。各観光地への観光バスの充実、公共バスの危険運転の改善、観光地の白タクの取締強化を図っていただきたい。

また各地域間や地方での交通情報アプリ等の一元化による交通情報の充実を図っていただきたい。

### ⑥決裁手段のキャッシュレス化

観光地のタクシー、レストラン、お土産物屋で現金以外のクレジットカードなどを使えるようにしていただきたい。（観光地のキャッシュレス化）

台湾旅行に際し、大金を両替して残高を気にしながら観光するのはストレスである。

「カード使えます」のような日本語ステッカーの店頭への貼付や、車体ドア、商店入口への掲出を、台湾政府主導で進めていただきたい。（カード手数料の政府補助なども。）

### ⑦文化・風土に関するコンテンツの強化

韓国にあるような強いコンテンツが少ないと感じている。若者の心を強く惹きつけるトレンド性の強化を図っていただきたい。

### ⑧情報発信力の強化と一元化

若者向けのSNS情報発信強化や台湾観光宣伝における日本の著名人のさらなる活用など、台湾の魅力、各地域の魅力が伝わる長期継続的なプロモーション

の実施などをお願いしたい。

また、台北からのアクセス、季節ごとの食、映えスポットの変化（最新情報）を交通部観光署が地方の滞在メニューを一元化し、内外に打ち出していくことが必要であるとする。

#### ⑨修学旅行の誘致施策の強化

日本からの修学旅行誘致のための施策が必要であるとする。

現状は、時期の集中、台北への集中、探求学習のプログラム不足により数が戻らない状況にある。

台北から中南部エリアへの交通費軽減策（バス代補填、高鐵の団体料金の適用）、誘致希望自治体からの誘致に向けた補助金助成、中南部エリアを中心とした探求学習素材の開発、実施時期の平準化施策（10月～12月以外の時期における実施促進）、B&Sに協力してくれる大学生を増やす施策それぞれを、交通部観光署主導で検討・実施していただきたい。

#### ⑩パスポート取得促進

日本の若者のパスポート取得後の最初の目的地を親和性の高い台湾とし、海外旅行に対する成功体験を得ることは有意であるとする。台湾渡航時に、過去3カ月以内に発行されたパスポートを提示すると500～1000元の悠遊カードをプレゼントするなどのパスポート取得促進施策を検討いただきたい。

#### ⑪観光ガイド資格制度の緩和（門戸拡大）

台湾の文化、芸術、自然を深く理解したガイドによるツアーはリピーターを増やす意味で重要だと考える。台湾ではガイド資格取得に各種条件が課されているが、旅行社に属さない個人でも観光素材の理解、語学能力に優れた人材に門戸を拡大し、良いガイドを増やすため、資格取得の要件を緩和していただきたい。

また、観光業における外国人の就労も、渡航客の言葉や習慣を理解する上で必要だと考える。④でも述べたように、台湾での就労ビザ取得には大学卒で2年間、さらに高校・専門学校卒では5年間の実務経験が求められている。より多くの日本人が観光業で働ける環境を作っていただきたい。

これらにつき、台湾政府と各市政府として統一された観光促進戦略が必要であるとする。

台湾全エリアを対象に投資を行うのは現実的ではなく、季節等に応じた重点エリアや観光促進に資する年度毎の重点項目を定め、アジャイルで事例を増やしていく方法が効率的ではないかと考える。

**補充説明** 訪台日本人数がピークであった2019の216万人に対して2024は132万人に留まっている。一方、2024の訪日台湾人数は過去最高の602万人を達成し、台湾側からも相互人流のアンバランスの指摘を受けている。加えて、国内経済状況やコロナによる巣ごもり習慣の影響などから2025年2月時点のパスポート保有率は17%弱に留まっている現状がある。

そのため、台北市日本工商会としても訪台日本人数の2030年目標を300万人と定め、工商会会員企業が日本国内において各種取り組みを行っているところである。

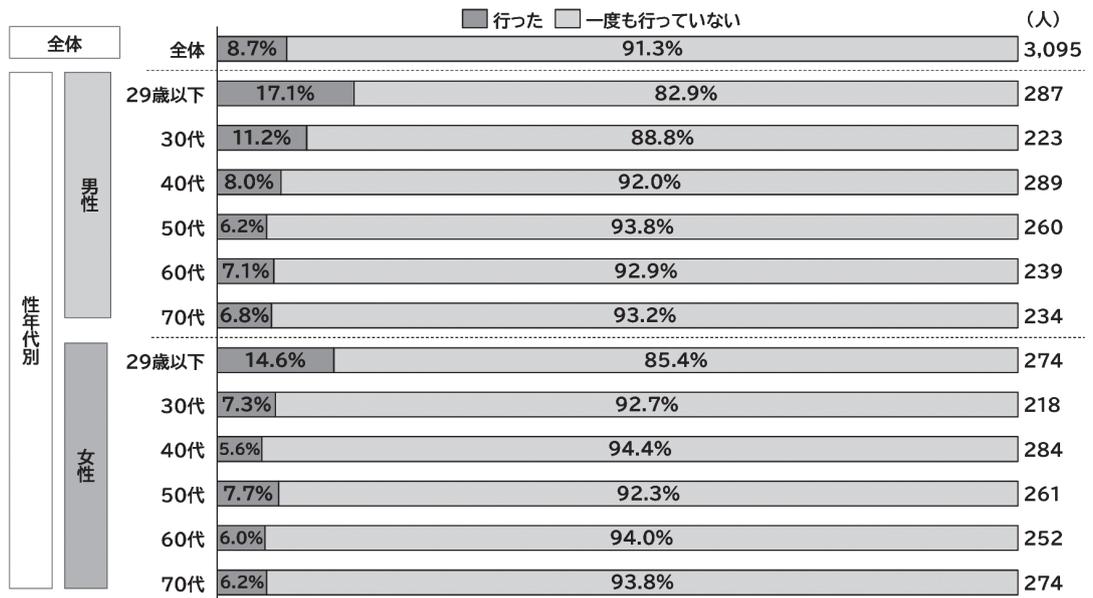
一方、台湾政府ならびに台湾観光協会等においても、台湾政府が2025年度目標とする訪台外国人旅行者数1,000万人に向けて、各国における観光プロモーション・イベントの実施や「Taiwan the Lucky Land」キャンペーンといった補助金支給施策等を実施されており、そのご尽力に感謝申し上げる。

今回、工商会運輸観光部会の会員企業において相互の目標達成に向けて課題が残る点について、日本からの一方的な見方とならぬよう各社台湾人スタッフの意見も踏まえて11項目の提言をさせていただいた。台湾政府として中長期戦略を持って、各市政府と一体となって課題解決に取り組んでいただくことを望むところである。

(参考1) 日本人出国者数推移 (出所：2025年JTB社調査)



(参考2) 2024年の海外旅行実施率 (出所：2025年JT B社調査)



(参考3) 2025年の海外旅行先意向 (出所：2025年JT B社調査)

単位：表側が人数、 図表内は%	韓国	台湾	ハワイ	ヨー ロッパ	東南 アジア	オース トラリ ア	グアム・ サイパ ン	香港・ マカオ	米国 本土	ニュー ジーラ ンド	中国 本土	カナダ	中東	その他 海外	決まっ ていな い	
全体 (652)	30.4	26.4	24.2	18.4	12.9	10.6	9.7	8.1	8.1	5.4	4.3	4.0	2.1	3.5	12.4	
性 年 代 別	男性 29歳以下(79)	<b>36.7</b>	21.5	24.1	20.3	16.5	15.2	8.9	12.7	<b>15.2</b>	8.9	6.3	8.9	5.1	5.1	13.9
	男性 30代(58)	29.3	27.6	<b>31.0</b>	12.1	12.1	6.9	12.1	10.3	3.4	3.4	6.9	1.7	1.7	1.7	12.1
	男性 40代(51)	27.5	<b>39.2</b>	<b>29.4</b>	13.7	11.8	<b>15.7</b>	<b>19.6</b>	<b>15.7</b>	3.9	3.9	2.0	3.9	5.9	3.9	<b>3.9</b>
	男性 50代(49)	20.4	30.6	20.4	20.4	<b>22.4</b>	<b>16.3</b>	8.2	<b>14.3</b>	10.2	8.2	6.1	2.0	2.0	0.0	16.3
	男性 60代(39)	20.5	17.9	<b>33.3</b>	23.1	12.8	12.8	7.7	7.7	10.3	2.6	5.1	5.1	2.6	2.6	10.3
	男性 70代(46)	<b>4.3</b>	28.3	<b>30.4</b>	15.2	15.2	6.5	6.5	2.2	2.2	4.3	4.3	0.0	2.2	6.5	8.7
	女性 29歳以下(94)	<b>52.1</b>	21.3	17.0	19.1	4.3	7.4	8.5	4.3	5.3	4.3	1.1	3.2	0.0	2.1	14.9
	女性 30代(36)	<b>38.9</b>	27.8	22.2	13.9	13.9	11.1	<b>22.2</b>	11.1	<b>13.9</b>	5.6	<b>13.9</b>	2.8	2.8	2.8	13.9
	女性 40代(42)	31.0	16.7	16.7	16.7	16.7	11.9	4.8	2.4	11.9	2.4	2.4	2.4	0.0	4.8	<b>21.4</b>
	女性 50代(56)	<b>35.7</b>	<b>39.3</b>	28.6	12.5	7.1	14.3	<b>16.1</b>	7.1	10.7	8.9	1.8	5.4	3.6	3.6	8.9
女性 60代(47)	34.0	23.4	21.3	21.3	8.5	8.5	2.1	4.3	6.4	6.4	2.1	2.1	0.0	4.3	10.6	
女性 70代(55)	<b>10.9</b>	25.5	21.8	<b>30.9</b>	<b>20.0</b>	1.8	1.8	5.5	5.5	3.6	3.6	7.3	0.0	5.5	12.7	

(運輸観光部会)

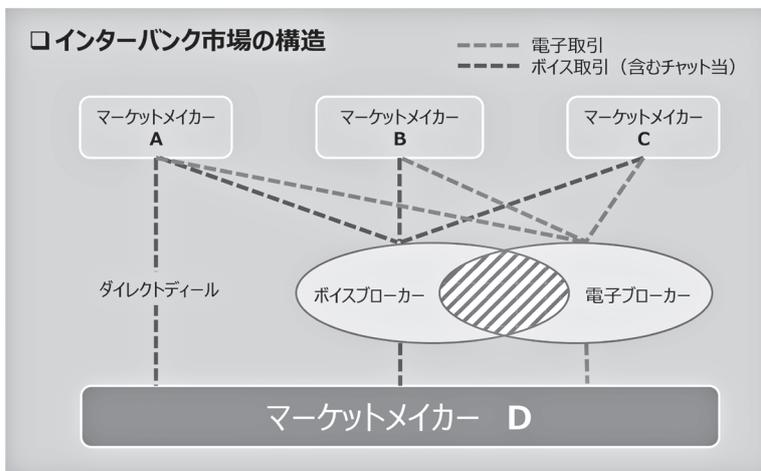
【テーマ7添付資料】電子ブローキングシステムの課題

参考資料

取引方式	特徴	取引の流動性	情報の秘匿性	価格の透明性	執行の迅速性	条件の柔軟性	業務の効率性
電子ブローキング	コンピューターを通じて匿名で取引	○	○	◎	◎	×	◎
ボイスブローキング	ブローカーが電話で取引仲介	○	○	○	△	○	△
ダイレクトデール	取引当事者同士が直接交渉	×	×	×	△	◎	△

【電子ブローキングシステムの課題】

- ✓ 電子ブローキングは、為替スポット取引のような標準化され金融取引には向いているが、取引条件の交渉には出来ず、柔軟性には欠ける為、ボイスブローカーとの併用は不可欠。既存ボイスブローカーが電子ブローキングシステムを構築することで、相互に補完することが可能。
- ✓ また、金融インフラとして確立されれば電子ブローキングシステムに取引が集中しやすい傾向はあるが、普及初期においては取引集中化推進・サポートが必要であると考えらえる。電子取引の取扱量が増加すれば、市場流動性・安定性の向上が期待できる。



【テーマ12添付資料】 IEC規格editionによる主な違いと各国の状況

参考資料：IEC規格editionによる主な違いとアジアオセアニアでのEd. 7の採用状況

Explanation of IEC 60335-2-40 7th edition and previous editions  
IEC 60335-2-40 第7版とそれ以前の版の説明

- Major changes in IEC editions IEC 版毎の主な変更点

IEC60335's edition	5th edition (2013) 5.1th edition (2016)	6th edition (2018)	7th edition (2022)
Overview 概要	No major change from Ed.4.2 Ed.4.2から変更無し	A2L relaxation A2L緩和	A2/A3 relaxation A2/A3 緩和
Flammable refrigerant requirements 可燃性冷媒の要件	Refrigerant charge calculation was firstly defined in Ed. 4.2. Ed.5 has the same requirements. 冷媒チャージの計算は、Ed. 4.2. で最初に定義された。 Ed.5. にも同じ要件がある。  Flammable refrigerant are normally only allowed up to m1. 通常、可燃性冷媒は、m1 までしか使用できない。	Charge caps (m1, m2, m3) for A2L are separated from A2/A3 caps. More A2L charge is allowed. A2Lの充填量制限 (m1, m2, m3) は、A2/A3の制限から分離された。 より多くの A2Lの充填が許可された。	Mitigation measures for A2/A3 were added > More A2/A3 charge is partially allowed. A2/A3の軽減措置を追加 > A2/A3の充填量を部分的に許可。 ✓ Circulation ✓ ETRS concept ✓ Releasable charge concept ✓ 循環 ✓ ETRSのコンセプト ✓ 解放可能な充填の概念
A2L concept A2Lに対する考え	Ed.4.2 didn't have A2L category. Ed.4.2 には、A2L カテゴリーがなかった。  A2L is added and separated from A2/A3 flammable refrigerants. A2Lを追加してA2/A3 可燃性冷媒から分離。	Mitigation measures for A2L were added > More A2L charge is allowed. A2Lの緩和策が追加されました > より多くの A2L 充填が許可された。 ✓ Circulation ✓ Ventilation ✓ ETRS* concept ✓ Ignition source exemptions ✓ 循環 ✓ 換気 ✓ ETRS*のコンセプト ✓ 着火源の免除	The requirements for A2L ETRS will be relaxed further. A2L ETRS の要件はさらに緩和される。 ✓ Charge limit 50% LFL → Expanded to 75% LFL ✓ 充填量の制限 50% LFL → 75% LFL に拡大
各国の状況	台湾(2013) タイ(2016)	EU/日本/アメリカ オーストラリア/ニュージーランド/ シンガポール	【アジアオセアニア各国の状況(2024年当社調べ)】 <IEC規格がIEC 60335-2-40 Ed.7の国> ①オーストラリア ②ニュージーランド ③シンガポール ④香港  <IEC規格が有るもEd.7では無い国> ⑤台湾:IEC 60335-2-40 Ed.5 (Ed.6目指すも延期中) ⑥タイ:60,000Btu(17.6kw)以下は IEC 60335-2-40 Ed.5.1 但し、60,000Btu(17.6kw)以上については IEC規格自体が適用されていない状況  <VRVに対するIEC規格が無い国> ⑦バトナム ⑧マレーシア ⑨インドネシア ⑩フィリピン ※⑦~⑩はIEC規格自体が適用されていない状況

## 【テーマ15添付資料1】横浜市保育園バス購入等補助金交付要綱

横浜市保育園バス購入等補助金交付要綱

制 定 平成21年6月18日こ保整第254号（副市長決裁）

最近改正 令和5年4月1日こ保対第1047号（局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、保育所等の定員枠及び施設を有効に活用するために保育園バスの購入等を行う者に対し、当該経費の一部を補助することにより、保育所待機児童の解消に資することを目的とする。

- 2 保育園バスの購入等を行う者に対する補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、条例及び補助金規則の例によりほか、次の各号の定めるところによる。

#### （1）保育所等

ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の施設型給付費の支給に係る施設（認可保育所、認定こども園）のうち、認可保育所をいう。

イ 子ども・子育て支援法第29条の地域型保育給付費の支給に係る事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）のうち、小規模保育事業をいう。

ウ 横浜市既存施設連携型1，2歳児保育所内装整備費補助金交付要綱（令和3年3月こ施第982号）第2条第2項第4号に基づき、送迎を行う車両を購入する（リースを含む）、認可保育所、認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型認定こども園）又は横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を行っている幼稚園をいう。

#### （2）保育園バス 市内の保育所等において、乳幼児の送迎等を行う目的で、当該保育所等の設置者が自ら所有又はリースしている自家用自動車をいう。

### （補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に保育所等を設置する法人又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- （2）法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
- （3）法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

### （補助対象の要件）

第4条 補助金の交付を受けることができる要件は、市内に設置された保育所等において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）登降園の際に送迎を行うことにより、利用者の利便性の向上が図られ、当該保育所等の利用促進が見込まれること。
- （2）保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を可能とし、より豊かな保育環境を確保することにより、当該保育所等の利用促進が図られること。

### （補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、市長が定める日までに保育園バスを運行するために必要な範囲で、次に掲げるものとする。ただし、自動車税等の自動車取得に係る税、車庫証明手続代行費用、納車費用等の諸費用、保険料及びリサイクル預託金は除く。

（1）保育園バスの車両（保育園バスの運行に必要と認められる付属品及びオプション費用を含む。）購入費又はリース費（リース費においては、第8条第1項の規定による横浜市保育園バス購入等補助金交付の決定通知を受けた当該年度分、且つリースを開始した初年度分のみ対象経費とする。）

（2）チャイルドシート等の備品購入費（1品5,000円以上のものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。

- （1）保育所等における送迎用バスへの安全装置導入支援事業補助金交付要綱（令和5年こ保運第1773号）に定める安全装置の購入費、運搬費、設置費用及び工事費。
- （2）その他、公的助成金及び公的融資を受けるもの。

## (補助金の算定)

第6条 補助金の額は、前条に規定する対象経費と認められる額（当該金額が3,200,000円を超える場合は、3,200,000円）に4分の3を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

## (交付の申請)

- 第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、実施年度ごとに市長が定める日とする。
- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、横浜市保育園バスの購入等に係る補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
  - 3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書に添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類とする。

## (交付の決定)

- 第8条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市保育園バスの購入等に係る補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。
- 2 補助金規則第6条第3号の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市保育園バスの購入等に係る補助金不交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

## (交付の条件)

- 第9条 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) この補助金は、保育園バスの購入等のために使用し、他の事業に流用しないこと。
  - (2) 児童の送迎にあたっては、運転手とは別に、保育士等を1人以上添乗させること。
  - (3) 方法・経路及び待機場所の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮し、特に安全確保については十分な対策を講ずること。
  - (4) 児童の健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
  - (5) 補助対象経費が減額した場合には、補助金交付予定金額を減額することがあること。補助対象経費が増額した場合には、補助金交付予定金額は変更しないこと。
  - (6) その他、補助金規則及び横浜市保育園バス購入等補助金交付要綱の定めに従うこと。

## (申請の取下げの期日)

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

## (実績報告)

- 第11条 補助金規則第14条第1項の規定による補助金の実績報告は、横浜市保育園バスの購入等に係る補金事業実績報告書（第4号様式）により行わなければならない。
- 2 前項の報告書は、本補助金に係る支出後、速やかに提出しなければならない。
  - 3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第3号に規定する書類とする。
  - 4 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。
  - 5 補助事業者が保育園バスの運行を休止または廃止する場合は、バス利用者の承認を得た上で、休止または廃止の3か月前までに市長に協議するものとする。

## (補助金額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市保育園バスの購入等に係る補助金額確定通知書（第5号様式）により行うものとする。

## (補助金交付の請求)

第13条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市保育園バスの購入等に係る補助金請求書（第6号様式）により行わなければならない。

## (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。  
また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

（補助金交付の取消し、返還）

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 第16条の財産処分の制限期間内に本事業を廃止したとき。

（警察本部への照会）

第15条の2 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（財産処分の制限）

第16条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）を準用する。

（関係書類の保存期間）

第17条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、10年とする。

（補助事業等の状況報告）

第18条 補助事業者は横浜市保育園バスの運行状況報告書（第8号様式）の提出によって、事業の状況報告を行わなければならない。

- 2 前項の報告は、保育園バス運行開始後3か月以内に行い、その後は市からの求めに応じて提出しなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市保育園バス購入費等補助金交付要綱第1号、第4号、第7号及び第8号様式の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

【テーマ15添付資料2】2024年第二回個別会議補充資料：営業用車両の取扱い条件要約

### 日本における営業用車両および事業に供するリース車両の取り扱い条件について

#### 結論：

- 営業用車両の取扱いについては日本政府国土交通省が定めた諸条件（車両管理規定、安全運転責任者の選定等）が制定されています。
- 本規定は基本的に使用者側にその責任が課されており、リース会社に課されているものではない。
- 従って当社日本のオートリース会社である日本カーソリューションズ株式会社を含め、オートリース会社にて特別な条件を設定して管理しているという事は無い。

#### 具体的な取扱条件について：

営業用車両（いわゆる「緑ナンバー」の車両や、事業活動で利用する「白ナンバー」の車両）の取扱い条件は、適用される法律やその車両の用途によって多岐にわたります。主な条件や義務について以下にまとめます。

#### 1. 運送業許可に関わる車両の条件（主に緑ナンバー）

貨物自動車運送事業（運送業）を行う場合、国土交通大臣の許可が必要であり、その際に車両に関する条件が定められています。

- (1) **車両台数**：営業所ごとに事業に使用する車両が原則として5台以上確保されていること（トラクタとトレーラーは併せて1台とカウント）。特例として、霊柩運送や一般廃棄物運送などは5台未満でも許可される場合があります。軽自動車や二輪車は5台の中に含めることはできません。
- (2) **使用権原**：申請者が車両を使用する権限があることを証明する書類（車検証、リース契約書、売買契約書など）を提出できること。
- (3) **大きさ・構造**：輸送する貨物に対し、車両の大きさや構造が適切であること。
- (4) **車体表示**：運送業許可取得後の車体表示についても定められています。

#### 2. 車両の管理・運用に関する義務（緑ナンバー・白ナンバー共通）

事業活動で車両を使用する場合、安全確保や適切な運用のため、以下の義務が課せられます。

##### (1) 安全運転管理者の選任：

- ① 乗車定員11名以上の車両を1台以上使用している事業所。
- ② その他の自家用自動車を5台以上使用している事業所（原動機付自転車を除く自動二輪は1台につき自動車0.5台とカウント）。上記に該当する場合、事業所ごとに安全運転管理者を選任し、公安委員会へ届け出る義務があります。20台を超えるごとに副安全運転管理者の選任も必要です。安全運転管理者は、運転者の健康状態確認、安全運転教育、アルコールチェックなどを実施します。

**(2) 運転日報の記録・保管：**

- ① 上記の安全運転管理者の選任義務がある事業所は、運転日報の記録・保管が義務付けられています（道路交通法施行規則）。
- ② 運転日報には、乗務の開始・終了地点・日時、主な経過地点、走行距離、休憩・睡眠地点・日時、貨物の積載状況、事故や異常時の概要などを記載します。
- ③ 保管期間は法律で1年間とされていますが、労働基準法などを考慮すると3年間保管が推奨されます。

**(3) アルコールチェックの実施：**

- ① 事業用自動車（緑ナンバー）を使用する事業所。
- ② 乗車定員11名以上の車両を1台以上利用する事業所。
- ③ その他の自家用自動車を5台以上使用する事業所。上記に該当する場合、運転前後のアルコールチェックが義務付けられています。

**(4) 車両管理規定の作成：**

- ① 法的な義務ではありませんが、企業が車両を適切に管理・運用するために、車両管理規定を作成することが強く推奨されます。これにより、事故時のリスク回避や従業員の安全意識向上につながります。
- ② 規定には、車両管理責任者の明示、車両の使用許可、運行管理、車両の整備・保険加入、安全運転のための措置、事故・トラブル発生時の対応などを盛り込むと良いでしょう。
- ③ マイカーの業務使用やレンタカーの使用についても規定の対象とすることがあります。

**(5) 運行供用者責任：**

従業員が業務中に社用車で事故を起こした場合、企業は運行供用者責任（自動車損害賠償保障法に基づく）や使用者責任（民法に基づく）を負う可能性があります。そのため、適切な車両管理と安全運転教育が重要です。

**3. 車両の整備・検査**

- **道路運送車両法：**運送車両が道路を安全に走行するためのルールが定められており、車両ごとの保安基準や点検・整備義務が課せられています。定期的な点検や車検が必要です。

**4. 積載物に関する規制**

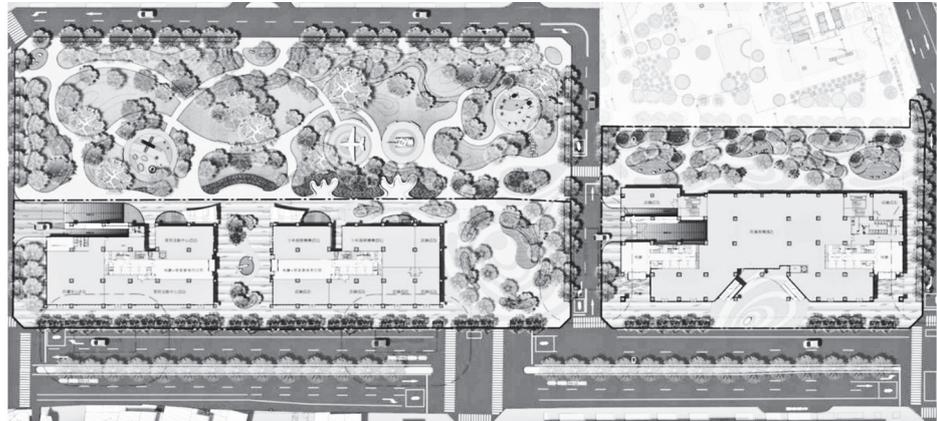
- **積載制限：**道路交通法や車両制限令により、車両の大きさ、重量、積載方法に制限があります。制限を超える積載物を運ぶ場合は、「制限外積載物許可制度」の利用などが必要です。

※これらの条件は、車両の種類（貨物用、乗用など）、ナンバープレートの種類（緑ナンバー、白ナンバー）、事業所の規模によって具体的な適用範囲が異なります。

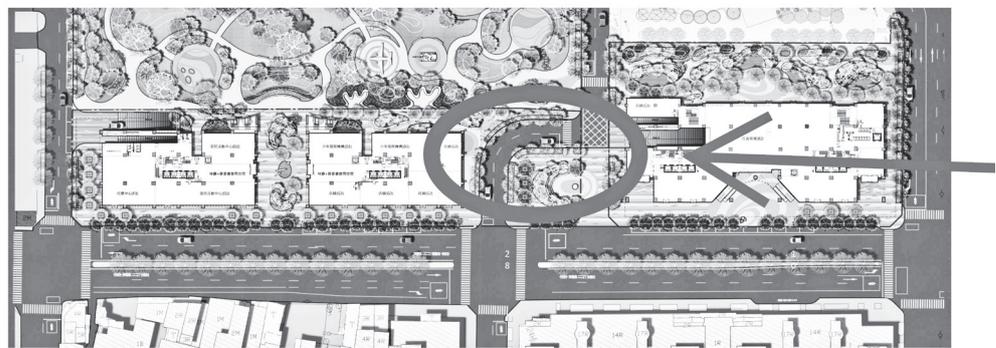
以上

【テーマ22添付資料】地形・車路変更図面

変更前（前）



変更後（後）



【テーマ24添付資料1】各国の食品の基準値について

**各国の食品の基準値について**

MAFF

- 国際基準であるCodexでは、一般食品の放射性セシウムの基準値は、1,000ベクレル/kg。
- 日本は、国際的な考え方に準拠した基準値(100ベクレル/kg:一般食品)を設定し、食品の安全性を確保。

単位: Bq/kg

核種	Codex	EU	米国	日本
放射性セシウム (134Cs、137Cs)		飲料水 1,000		飲料水 10
	乳児用食品 1,000	乳製品 1,000	全ての食品 1,200	牛乳 50
	一般食品 1,000	乳児用食品 400		乳児用食品 50
		一般食品 1,250		一般食品 100

※補足

- ・ コーデックスについては、介入レベル1mSvを採用し、全食品のうち10%までが汚染エリアと仮定。
- ・ EUについては、追加の被ばく線量が年間1mSvを超えないよう設定され、人が生涯に食べる食品の10%が規制値相当汚染されていると仮定。
- ・ 米国については、預託実効線量5mSvを採用し、食事摂取量の30%が汚染されていると仮定。

【テーマ24添付資料2】日本輸入食品の微量放射能検出事例

表三、日本輸入食品検出微量放射能食品資料

序號	送様日期	品名	分類別	碘-131 (貝克/公斤)	銫-134 (貝克/公斤)	銫-137 (貝克/公斤)	銫-134+銫-137 (貝克/公斤)	產地	備註
255	113.07.01	抹茶粉	茶類	-	-	3.74	3.74	静岡	已退運
254	113.02.29	片装香菇 (原木)	其他食品	-	-	7.9	7.9	静岡	已銷毀
253	112.11.17	香菇粉	其他食品	-	-	10.6	10.6	熊本	已銷毀
252	112.10.31	綠茶粉	茶類	-	-	3.0	3.0	茨城	已銷毀
251	112.10.05	松茸	蔬菜	-	-	12.1	12.1	北海道	已銷毀
250	112.06.30	抹茶粉	茶類	-	-	0.7	0.7	鹿兒島	已退運
249	112.06.17	越桔萃取物	其他食品	-	-	15.7	15.7	愛知	已退運
248	111.12.06	冷凍栗子醬	其他食品	-	-	7.8	7.8	茨城	已銷毀
247	111.12.02	地瓜乾	其他食品	-	1.0	40.8	41.8	樺木	已銷毀
246	111.12.03	銀魚	水產品	-	-	4.2	4.2	青森	已銷毀
245	111.10.31	冬菇	其他食品	-	-	16.8	16.8	静岡	已銷毀
244	111.10.19	冬菇	其他食品	-	-	13.5	13.5	静岡	已銷毀
243	111.10.21	乾香菇	其他食品	-	-	25.8	25.8	鳥取	已退運
242	111.08.25	蒟蒻粉	其他食品	-	-	4.8	4.8	群馬	已退運
241	111.05.25	濃縮藍莓果汁	其他食品	-	-	1.3	1.3	徳島	已退運
240	111.05.12	乾香菇	其他食品	-	-	9.0	9.0	長野	已勸導業者退關
239	111.05.03	舞菇片	其他食品	-	-	4.1	4.1	山形	已銷毀
238	111.05.03	香菇粉	其他食品	-	-	10.1	10.1	山形	已銷毀
237	111.03.10	冬菇	其他食品	-	-	2.0	2.0	鳥取	已銷毀

## 【テーマ25添付資料】9項目の部分無産製自動車部品の関税リスト

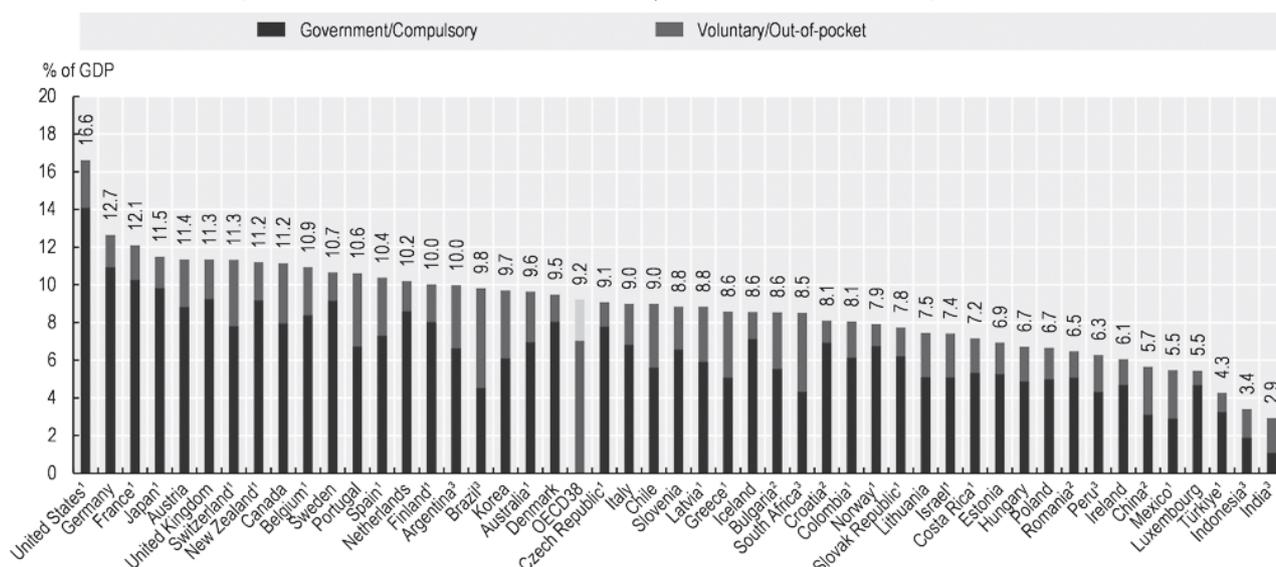
## 9項部分無産製汽車零組件關稅清單

No	税則號列	貨名	現行稅率	建議稅率
1	8407.34.90	其他車輛用往復式火花點火內燃活塞引擎，汽缸容量超過1000CC	17.5%	8%
2	8409.91.10	連桿	12.5%	5%
3	8409.91.20	汽缸體、汽門導管、汽門座	11.5%	5%
4	8409.91.60	汽門搖臂總成	12.5%	免稅
5	8409.91.90	其他專用或主要用於火花點火內燃活塞引擎之零件	15%	免稅
6	8483.10.10	機動車輛引擎用傳動軸及曲柄	15%	免稅
7	8483.90.10	機動車輛用之齒輪、鏈輪及其他傳動元件，單獨呈現者；及第8483節所屬之機動車輛零件	15%	免稅
8	8512.90.30	機動車輛及機器腳踏車用音響信號設備之零件	5%	2%
9	8708.99.90	其他機動車輛之零件及附件	15%	8%

【テーマ38添付資料】 “Health at Glance 2023” , Health expenditure in relation to GDP (Figure 7.1)

[https://www.oecd.org/en/publications/2023/11/health-at-a-glance-2023\\_e04f8239/full-report/component-54.html#figure-d1e28967-76ae5f452f](https://www.oecd.org/en/publications/2023/11/health-at-a-glance-2023_e04f8239/full-report/component-54.html#figure-d1e28967-76ae5f452f)

### 7.1. Health expenditure as a share of GDP, 2022 (or nearest year)



Note : 1. OECD estimate for 2022. 2. Refers to 2021. 3. Refers to 2020.

Source : OECD Health Statistics 2023 ; WHO Global Health Expenditure Database.

	Government/Compulsory	Voluntary/Out-of-pocket	Total		Government/Compulsory	Voluntary/Out-of-pocket	Total
United States <sup>1</sup>	14.1	2.5	16.6	Latvia <sup>1</sup>	5.9	2.9	8.8
Germany	10.9	1.7	12.7	Greece <sup>1</sup>	5.1	3.5	8.6
France <sup>1</sup>	10.3	1.8	12.1	Iceland	7.1	1.4	8.6
Japan <sup>1</sup>	9.8	1.7	11.5	Bulgaria <sup>2</sup>	5.5	3.0	8.6
Austria	8.8	2.5	11.4	South Africa <sup>3</sup>	4.3	4.2	8.5
United Kingdom	9.3	2.1	11.3	Croatia <sup>2</sup>	6.9	1.2	8.1
Switzerland <sup>1</sup>	7.8	3.5	11.3	Colombia <sup>1</sup>	6.1	1.9	8.1
New Zealand <sup>1</sup>	9.2	2.0	11.2	Norway <sup>1</sup>	6.8	1.2	7.9
Canada	8.0	3.2	11.2	Slovak Republic <sup>1</sup>	6.2	1.5	7.8
Belgium <sup>1</sup>	8.4	2.6	10.9	Lithuania	5.1	2.3	7.5
Sweden	9.2	1.5	10.7	Israel <sup>1</sup>	5.1	2.3	7.4
Portugal	6.7	3.9	10.6	Costa Rica <sup>1</sup>	5.3	1.8	7.2
Spain <sup>1</sup>	7.3	3.1	10.4	Estonia	5.3	1.7	6.9
Netherlands	8.6	1.6	10.2	Hungary	4.9	1.9	6.7
Finland <sup>1</sup>	8.0	2.0	10.0	Poland	5.0	1.7	6.7
Argentina <sup>3</sup>	6.6	3.3	10.0	Romania <sup>2</sup>	5.1	1.4	6.5
Brazil <sup>3</sup>	4.5	5.3	9.8	Peru <sup>3</sup>	4.3	2.0	6.3
Korea	6.1	3.6	9.7	Ireland	4.7	1.4	6.1
Australia <sup>1</sup>	7.0	2.7	9.6	China <sup>2</sup>	3.1	2.6	5.7
Denmark	8.1	1.4	9.5	Mexico <sup>1</sup>	2.9	2.6	5.5
OECD38	7.0	2.2	9.2	Luxembourg	4.7	0.8	5.5
Czech Republic <sup>1</sup>	7.8	1.3	9.1	Türkiye <sup>1</sup>	3.3	1.0	4.3
Italy	6.8	2.2	9.0	Indonesia <sup>3</sup>	1.9	1.5	3.4
Chile	5.6	3.4	9.0	India <sup>3</sup>	1.1	1.8	2.9
Slovenia	6.6	2.3	8.8				